

# 欧州単一効特許と統一特許裁判所

## European Patent with Unitary Effect and Unified Patent Court

川 俣 洋 史\*      山 崎 利 直\*\*      竹 下 敦 也\*\*\*  
 Hiroshi KAWAMATA    Toshinao YAMAZAKI    Atsuya TAKESHITA

抄録 欧州単一効特許と統一特許裁判所を創設する法的枠組である単一特許パッケージは、2013年2月に最終的に成立した。本稿は、議論の経緯と制度の概要を紹介すると共に、新制度における出願から訴訟までの手続及び知財戦略について解説する。

### 第 1 章 欧州単一効特許と統一特許裁判所の実現までの経緯

#### 1. 40年に渡る議論の歴史

欧州で単一の特許権創設を実現する試みは、欧州経済共同体の時代の 1960 年前後から条約案の検討として開始された。しかし、1975 年の共同体特許条約 (CPC) 署名、これを修正するための 1989 年 12 月の共同体特許に関する協定書への署名等の努力にもかかわらず、条約の発効には至らなかった。

その後、1999 年頃から欧州連合 (EU) は新たに EC 規則という枠組による実現を目指すこととなる。2000 年 8 月に提案された共同体特許規則 (CPR) 案、2003 年 3 月の共同体特許に関する「共通政治アプローチ」についての閣僚理事会合意等、制度創設へ向けた機運は高まり、活発な議論と交渉が行われたものの、すべての EU 公用語への翻訳等の点で意見がまとまらず、2004 年には合意に再び失敗する。

こうして単一特許制度の実現がまた遠ざかったものと考えられたが、2007 年 4 月に欧州委員会が公表した “Enhancing the patent system in Europe” と題するコミュニケーション<sup>1</sup>を契機に再度議論が活発になった。

他方、特許訴訟システムについても、単一特許制度と同時期に議論が始まった。先に述べた CPC では、各国の裁判所が侵害事件を扱い、同条約の解釈等については欧州司法裁判所 (ECJ)<sup>2</sup>に先決裁定を求める構造となっていた。

また、単一特許を対象としたものではないが、2000 年から 2005 年頃まで、欧州特許条約 (EPC) 締約国と欧州特許庁 (EPO) により、欧州特許に

---

\* 特許庁調整課審査企画室長  
 Director, Examination Policy Planning Office,  
 Japan Patent Office  
 \*\* 特許庁特許審査第三部審査官  
 Patent Examiner, Japan Patent Office  
 \*\*\* 日本国弁理士、プラスロー特許商標事務所  
 Patent Attorney, Cabinet Plasseraud

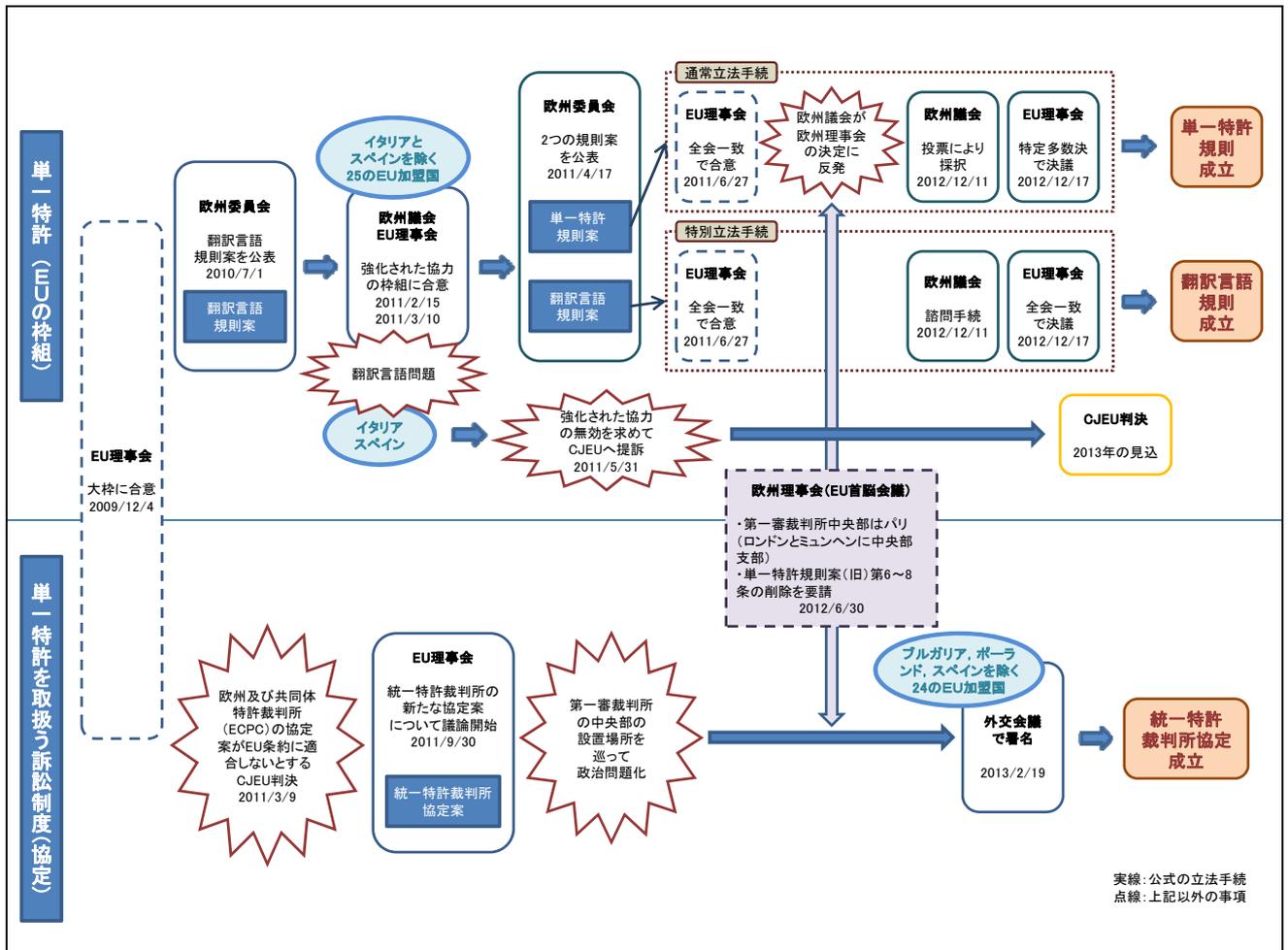
関する訴訟を取り扱う欧州特許訴訟協定（EPLA）案が検討されたが、フランス等の一部 EU 加盟国から、共同体特許をめぐる管轄や EC 法との抵触に関する反対がなされ、また欧州議会からも、民主的管理、司法の独立、訴訟費用といった観点に対する懸念が示され<sup>3</sup>、同協定が発効することはなかった。

以上の経緯を踏まえ、2007 年、上記の欧州委員会のコミュニケーションで、欧州特許と共同体特許を管轄する裁判所を創設すべきとの見解が示された。これ以降、単一特許制度と、単一特許及び欧州特許の双方を管轄とする特許統一裁判所の創設を目標とした議論が開始された。

## 2. 2009年以降の議論の経緯

一元的な特許制度の創設へ向けた議論は、2009 年 12 月の EU 理事会によって大枠合意<sup>4</sup>がなされたことをきっかけとして、さらに集中的な検討が開始されることとなった。その後、議論は一進一退を繰り返したものの、2012 年 12 月 11 日の欧州議会の本会議<sup>5</sup>での投票及び 12 月 17 日の EU 理事会での採択<sup>6</sup>を経て、欧州単一効特許（European patent with unitary effect, 以下「単一特許」）が遂に実現し、EU の歴史上で最も長期間を要したと言われてきた議論に終止符を打った。また、単一特許を取り扱う統一的な訴訟制度の創設についても、2013 年 2 月 19 日に開催された統一特許裁判

【図 1：議論の経緯】



所 (UPC : Unified Patent Court) 協定の署名式典において、ブルガリア、ポーランド、スペインを除く 24 の EU 加盟国が署名を行い<sup>7</sup>、これにより条文が確定した。

### 3. 単一特許パッケージの法的枠組

単一特許と統一特許裁判所を創設する法的枠組は、「単一特許パッケージ」と称され、具体的には、

(1) 単一特許規則<sup>8</sup> (「単一特許保護の創設の分野における強化された協力を実施する 2012 年 12 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1257/2012 (REGULATION (EU) No 1257/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection)」)、(2) 単一特許の翻訳言語規則<sup>9</sup> (「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに關する 2012 年 12 月 17 日の理事会規則 (EU) No 1260/2012 (COUNCIL REGULATION (EU) No 1260/2012 of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangements)」)、(3) 統一特許裁判所協定<sup>10</sup> (Agreement on a Unified Patent Court) の 3 つの法的枠組によって構成されている。これらの法案は、本来的には異なる立法過程を経て成立するものであって別々に議論がなされるべきものであるが、単一特許とそれを取り扱う統一特許裁判所の存在は一体不可分の関係にあることから、実際上は、ひとつのパッケージとして同時並行的に議論が進められてきた。次項では、3 つの法的枠組について成立までの議論の経緯を振り返ってみたい。

### 4. 単一特許パッケージの立法過程

#### (1) 単一特許規則

単一特許規則は、単一特許の基本的設計を規定したものであり、EU の枠組において、「規則」として制定された。2009 年 12 月 1 日のリスボン条約<sup>11</sup>の発効によって修正された EU 運営条約 (TFEU) 第 118 条によって定められる通常立法手続 (ordinary legislative procedure) に基づき、欧州議会と EU 理事会とが共同で採択することによって成立するものであり、単一特許規則はパッケージの中で欧州議会が立法権限を有する唯一の法的枠組であった。2012 年 12 月 11 日の欧州議会の本会議での投票及び 12 月 17 日の EU 理事会での採択を経て成立、12 月 31 日付の EU 官報に掲載され、2013 年 1 月 20 日に発効した。ただし、適用がなされるためには、統一特許裁判所協定の発効が必要とされる。

本規則は、EPC 第 142 条 (1) において「付与される欧州特許がそれらの全領域にわたって単一である旨を特別取決めによって規定する一群の締約国は、欧州特許がこれらすべての国について連帯的にのみ付与され得る旨を規定することができる。」と規定された「特別取決め」として位置付けられる (単一特許規則第 1 条 (2))。

#### (2) 翻訳言語規則

TFEU 第 118 条には、単一特許の翻訳言語について、特別立法手続 (special legislative procedure) を経なくてはならないことが規定されていることから、翻訳言語規則は、単一特許規則とは別の規則として議論が進められてきた。翻訳言語問題は単一特許の実現を 40 年以上に渡って困難にさせていた要因のひとつであったが、特別立法手続において EU 理事会が全会一致で採択することが必要であることから、翻訳言語問題については極め

て議論が難航した。

最終的に、イタリアとスペインは、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする提案に妥協の姿勢を示さなかったことから、イタリアとスペインを除く 25 の EU 加盟国は、27 の全ての EU 加盟国によって単一特許を創設することを断念し、EU 条約 (TEU) 第 20 条、及び、TFEU 第 326 条から第 334 条に規定される「強化された協力 (Enhanced Cooperation)」に基づき、2011 年 3 月 10 日の EU 理事会において先行統合を進める方針を決定した<sup>12</sup>。なお、TFEU 第 118 条で規定された特別立法手続においては、欧州議会へ諮問することが必要であるが、欧州議会の判断に法的拘束力はない。

これに対して、イタリアとスペインは「強化された協力」の枠組を利用するための条件が満たされておらず、TEU や TFEU に照らして適法でないとして、2011 年 6 月 3 日、欧州連合司法裁判所 (CJEU) へ提訴を行っているところであるが<sup>13</sup>、2012 年 12 月 11 日に公表された CJEU の法務官の意見<sup>14</sup>によれば、イタリアとスペインの訴えを棄却すべきとされている。CJEU の判決は、法務官の意見に拘束されるものではないが、一般的に法務官の意見と同様の判決が出る傾向があることから、2013 年前半頃になると見込まれる CJEU 判決によって再び議論が振り出しに戻るような事態を回避できる可能性が高いと受け止められている。一方、イタリアとスペインも後から「強化された協力」の枠組に参加することは可能である。

このような状況から、翻訳言語規則については、イタリアとスペインを除く 25 の EU 加盟国によって議論が進められ、2012 年 12 月 11 日の欧州議会への諮問手続を経た後、12 月 17 日の EU 理事会での採択を経て成立、12 月 31 日付の EU 官報に掲載され、2013 年 1 月 20 日に発効した。ただし、単一特許規則と同様、適用がなされるためには、

統一特許裁判所協定の発効が必要とされる。

### (3) 統一特許裁判所協定

単一特許及び既存の欧州特許の侵害訴訟や取消訴訟を取り扱う統一特許裁判所の設立を規定する協定 (条約) であり、2013 年 2 月 19 日にブラッセルにおいて開催された署名式典において、ブルガリア、スペイン、ポーランドを除く 24 の EU 加盟国による署名がなされて成立した。

統一特許裁判所協定は、EU とは異なる新たな法的枠組として創設されたものであるものの、EU 加盟国の参加を想定した統一的な訴訟制度については、EU 法との適合性について問題点が指摘されていたところ、EU 理事会は、2009 年 7 月 6 日、CJEU に対し、当時の協定の TEU 及び TFEU との適合性に関する質問を付託した。CJEU は、2011 年 3 月 8 日の判決<sup>15</sup>において、統一的な訴訟制度への非 EU 加盟国の参加については TEU 又は TFEU に適合せず、EU 加盟国のみが参加できること等を判示した。

統一特許裁判所の設立に際して、困難を極めたもうひとつの論点が、第一審裁判所の中央部の設置場所であり、英国、ドイツ、フランスの間で調整が難航したものの、2012 年 6 月 28、29 日の欧州理事会<sup>16</sup>において、パリを中央部としつつも、ミュンヘンとロンドンに中央部支部を置くことで政治的妥協が図られた<sup>17</sup>。

なお、統一特許裁判所の組織及び機能の詳細を規定する裁判所規程は、統一特許裁判所協定の付属書 I とされており、同時に署名がなされた。また、統一特許裁判所における訴訟手続の詳細を規定する手続規則<sup>18</sup>については、今後、統一特許裁判所協定第 41 条に従い、利害関係者との広範な協議を基に、管理委員会により採択される。

## 5. 発効・適用までのスケジュール

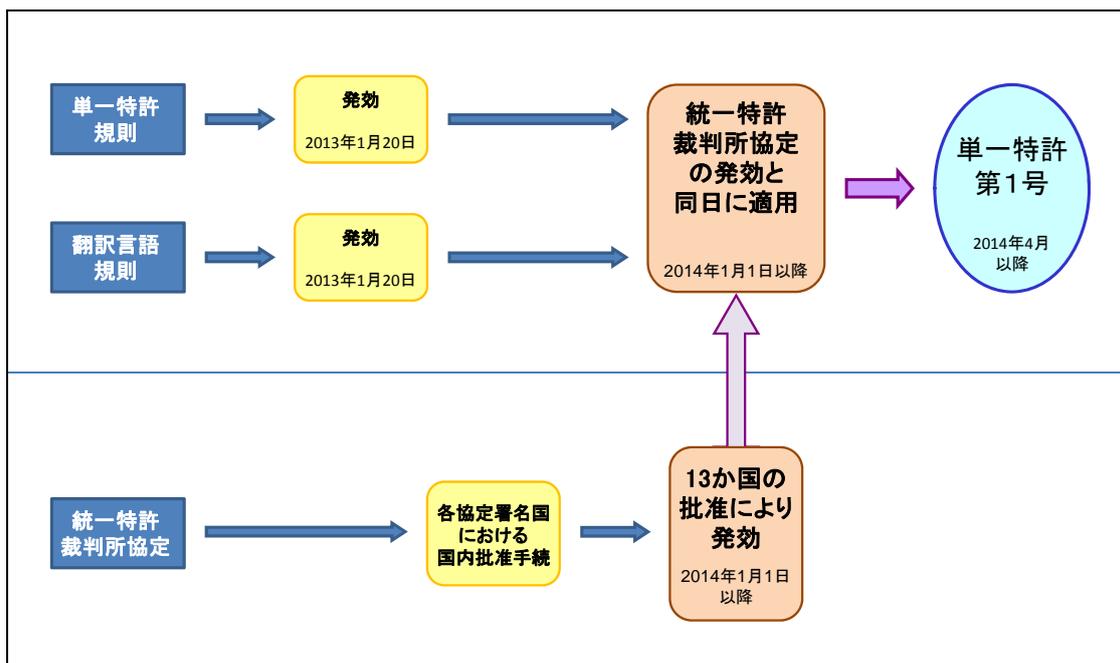
単一特許規則及び翻訳言語規則は既に正式な立法過程を経て成立・発効しているが、適用については、単一特許規則第 18 条と翻訳言語規則第 7 条に規定されているように、2014 年 1 月 1 日又は統一特許裁判所協定の発効日のいずれか遅い方とされていることから、統一特許裁判所協定の発効を待つことになる。

一方、統一特許裁判所協定は、2014 年 1 月 1 日、EU 加盟国のうち協定の署名がなされた年の前年に欧州特許出願の多かった上位 3 か国（2012 年の統計は執筆時点で発表されていないが、例年、ドイツ、フランス、英国）を含む 13 か国の批准から 4 月目の 1 日、あるいはブラッセル I 規則<sup>19</sup>の改正の発効から 4 月目の 1 日、のいずれか遅い日に発効する（統一特許裁判所協定第 89 条（1））。つまり、全ての協定署名国における国内の批准手続を待つ必要はないため、たとえば欧州委員会の 2012 年 12 月 11 日のプレスリリース<sup>20</sup>等によれば、2014 年 4 月の単一特許第 1 号の発行が目標として掲げ

られている。

統一特許裁判所協定の署名式典の際に公表された「統一特許裁判所の運用開始へ向けた準備に関する協定締約国の宣言<sup>21</sup>」においては、今後、各協定署名国が可能な限り迅速に国内批准手続を進めることに合意したとされている。また、各協定署名国の代表から構成される準備委員会（Preparatory Committee）を遅滞なく設立し、準備委員会は統一特許裁判所の早期設立と運用開始のために準備を進めることとされている。とりわけ、特許訴訟経験の少ない EU 加盟国の判事の研修については最も緊急性の高い事項であるとされ、早期に適切な研修制度を確立することが目標とされている。また、手続規則については、利害関係人との広範な協議のための手続規則の草案を準備委員会が 3 月以内に完成することとされている。しかしながら、各協定署名国において批准手続にどの程度の期間を要するのか不透明な状況は依然として残されており、楽観視することはできない。たとえば、欧州特許の翻訳言語要件を緩和するロ

【図 2：発効・適用までのスケジュール】



ンドンアグリーメントについては 2000 年の合意から発効の要件であるドイツ、フランス、英国を含む 8 か国以上の批准が得られるまでに約 8 年を要していることから、今回の国内批准手続にも少なくとも数年を要するとの見方もある。また、もうひとつの発効の条件として、EU 域内の国際裁判管轄を定めるブラッセル I 規則についても法改正の手続が残されているところ、これらを含め、単一特許と統一特許裁判所の実現へ向けた大詰め交渉や調整が進められるものと考えられる。

単一的効力を有することとなる。

2013 年 7 月 1 日に EU への新規加盟が予定されているクロアチアについては、現時点において単一特許への参加に関する公式な情報が出されていないものの、単一特許規則及び翻訳言語規則の成立前に EU 理事会からクロアチアに対するコンサルテーションが行われる等、参加へ向けた検討が行われている様子が伺える。

なお、統一特許裁判所協定については、2013 年 3 月 6 日現在、スペインとポーランドを除く 25 の EU 加盟国が署名を行っている。

## 第2章 欧州特許と単一特許

### 1. 単一特許の参加加盟国

欧州には、38 の締約国及び 2 の拡張国を擁する欧州特許条約 (EPC) の枠組が存在しているが、単一特許は 27 の加盟国で構成される EU の枠組において創設された。ただし、現時点ではスペインとイタリアは参加していないため、単一特許はスペインとイタリアを除く 25 の EU 加盟国において

### 2. 既存の欧州特許の出願ルート

既存の欧州特許は、欧州特許条約 (EPC) の枠組の下、欧州特許庁 (EPO) が出願や審査について一元的な手続を行っている。しかし、欧州特許は、各国特許の「権利の束」であると言われてるように、EPO が特許査定を判断した後、出願人が指定する各 EPC 締約国において特許権が

【表 1：単一特許の参加加盟国と統一特許裁判所協定の署名国 (2013 年 3 月 6 日現在)】

		欧州特許条約 (EPC)			
		締約国	拡張国	非締約国	
欧州 連合 (EU)	加盟国	<p style="text-align: center;"><b>単一特許の参加加盟国</b></p> <p style="text-align: center;">ポーランド</p> <p style="text-align: center;">オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル ルーマニア、スロバキア、スロベニア スウェーデン、英国</p> <p style="text-align: center;">スペイン <b>統一特許裁判所協定の署名国</b> イタリア</p>			
	加盟予定国	クロアチア (2013 年 7 月 1 日に加盟)			
	加盟候補国	アイスランド、セルビア、マケドニア旧ユーゴスラビア、トルコ		モンテネグロ	
	潜在的 加盟候補国	アルバニア		ボスニア・ヘルツェゴビナ	コソボ
	非加盟国	リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、スイス			

別々に独立して存在していた。そのため、特許権の登録や管理は各国の特許庁において別々に行われるために管理負担が生じていたことに加えて、特許権を行使しようとする際には、原則として各国において別々に裁判手続を行わなくてはならず、訴訟コストの増大等の問題が指摘されていた。

また、ロンドンアグリーメントに加入している18のEPC締約国（2013年1月1日現在、そのうち12か国がEU加盟国）を除くと、各EPC締約国の公用語へ明細書全文を翻訳しなくてはならず、翻訳コストも出願人の大きな負担となっていた。

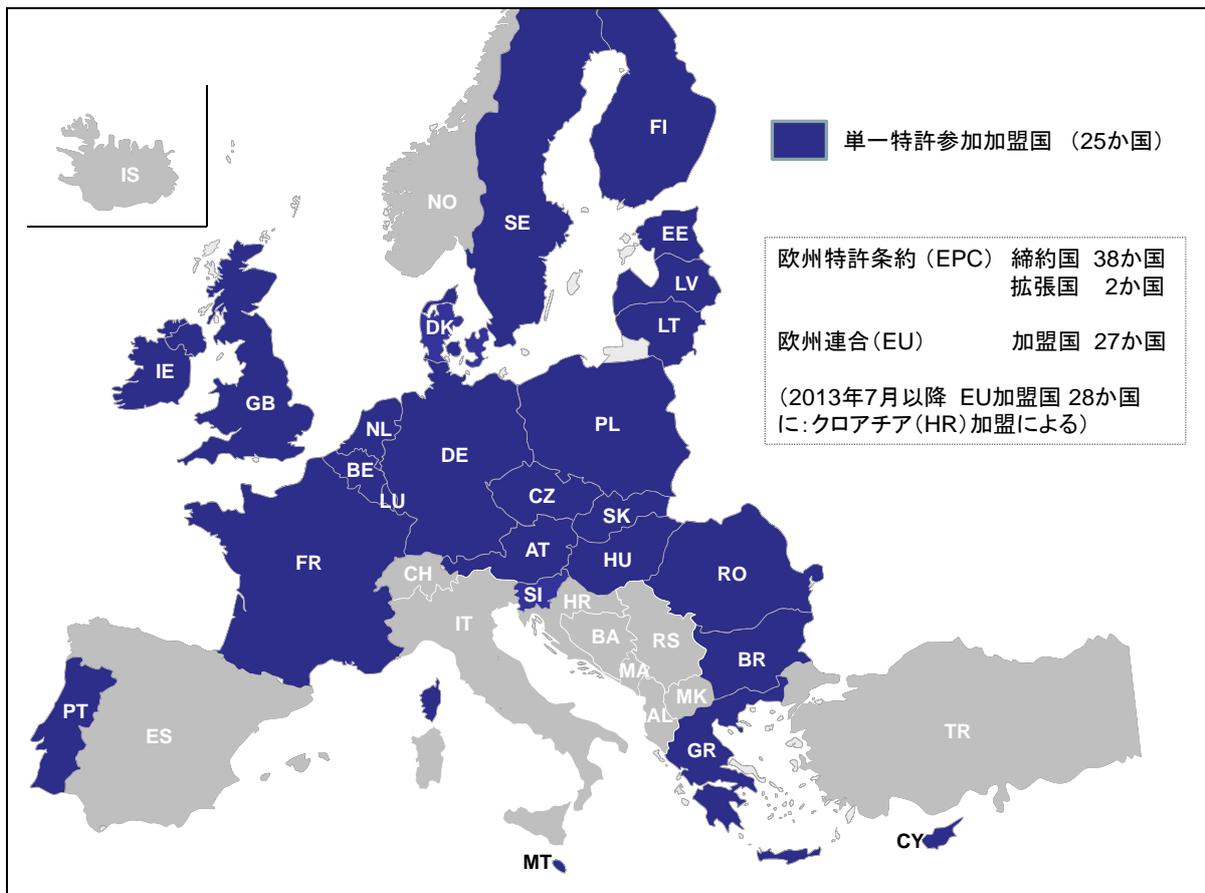
### 3. 単一特許の出願ルート

単一特許は、「権利の束」と呼ばれてきた欧州特許とは異なり、参加加盟国において単一的保護を

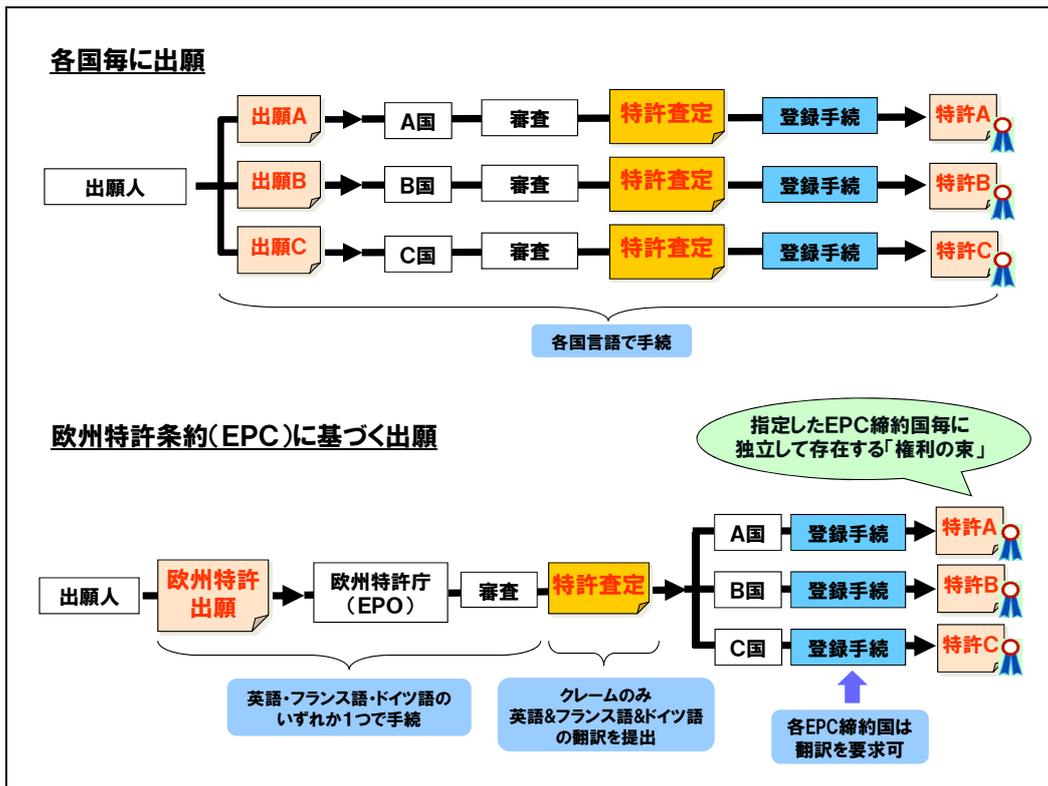
与えるものであり、すべての参加加盟国において均等の効力を有することとされ、すべての参加加盟国において、一元的に、限定、移転、取消、消滅がなされるものである（単一特許規則第3条）。また、その訴訟システムについても新たに創設される統一特許裁判所が専属管轄を有する。

このように、単一特許は、既存の欧州特許と比べて単一的保護を提供する点で大きく相違するものであるが、出願から審査までの手続については現行の欧州特許と同様であり、基本的にEPCに準拠して、EPOが出願→審査→登録→管理の一連の業務を遂行する。そして、EPOによって欧州特許が付与された後に、参加加盟国における単一的効力を求める申請を行うことができる。

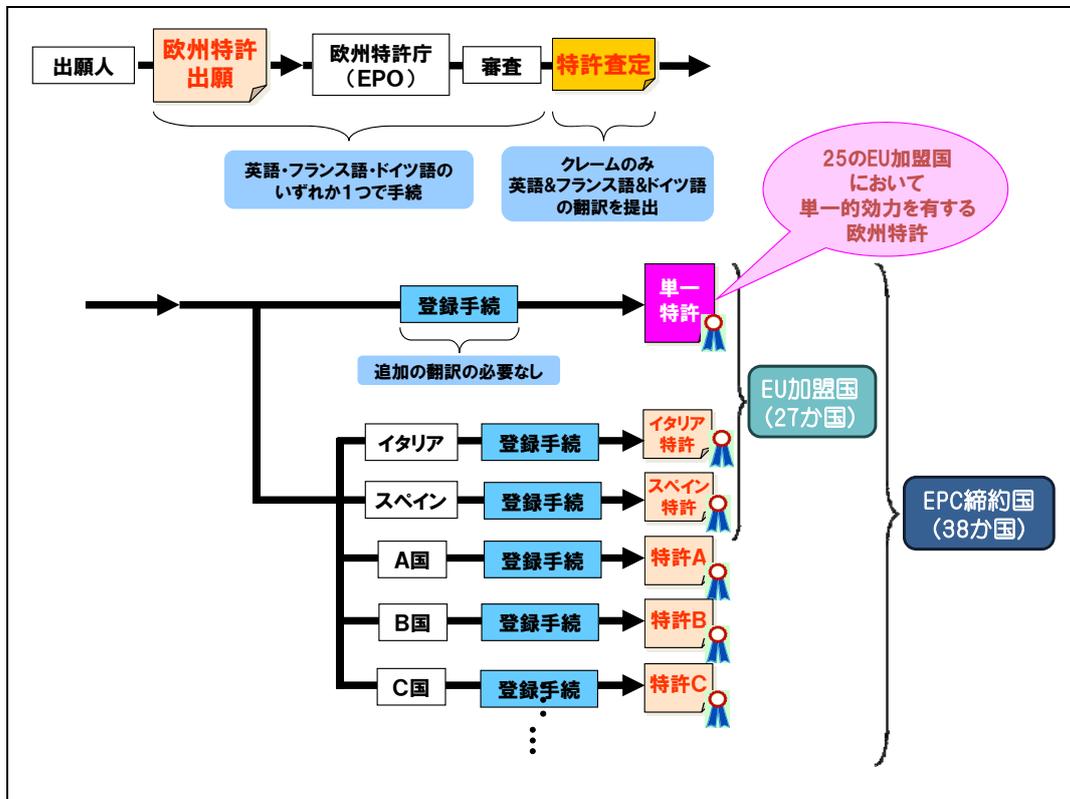
【図3：単一特許の参加加盟国（2013年3月6日現在）】



【図 4：欧州における既存の出願ルート】



【図 5：単一特許の出願ルート】



### 第3章 単一特許の制度

#### 1. 単一的効力

単一特許規則第5条(1)には「欧州単一効特許は、一定の限度を除き、その特許権者に対し、当該特許が単一的効力を有する参加加盟国の全領域にわたって提供する保護に反する行為を第三者が行うことを防ぐ権利を与える。」とあり、特許権の統一的保護を規定している。単一特許規則案(旧)第6条～第8条は、単一特許について直接侵害、間接侵害、及び効力の制限を定義していた。他方、統一特許裁判所協定案(旧)第14f条～第14h条(最終合意された協定の第25条～第27条に対応)には、欧州特許について同様の規定が存在していた。このため、立法案は、直接侵害、間接侵害、及び効力の制限をめぐって法解釈の必要性が生じた場合、欧州特許は協定に基づき統一特許裁判所が判断する一方、単一特許については、規則に基づきEUの司法機関であるCJEUへ付託がなされるため、従来の欧州特許か新しい単一特許かによって、判断する裁判所を分ける意図があるものと理解されていた。しかし、特に後者について、CJEUの審理には長時間を要することや、CJEUには特許訴訟経験の豊富な判事がないことから、欧州の実務家からはCJEUの関与を避けるべきとの主張がなされていた<sup>22</sup>。また、欧州の産業団体であるビジネスヨーロッパからも、2011年10月26日付けEU議長国宛の書簡において同様の懸念が示された<sup>23</sup>。

これに対して、欧州議会は、単一特許はEUの枠組において創設されるものであり、その基本的な要素についての法解釈はEUの司法機関であるCJEUに委ねられるべきとの立場を堅持した。そして、欧州議会とEU理事会との間では単一特許規則案(旧)第6条～第8条を維持することで既に合意がなされていたことから、2012年7月に欧

州議会の本会議で投票が行われ規則が成立する見込みであった。しかし、このようなロビー活動の結果、2012年6月28、29日に開催された欧州理事会が同条の削除を要請したため、欧州議会は投票を見送らざるを得ない状況になった。

しかし、最終的に、2012年11月19日に欧州議会が、上述の単一特許規則第5条の新設を条件に欧州理事会の要請を受け入れることを決定し<sup>24</sup>、ユーザーの意見が反映されることとなった。この結果、統一特許裁判所協定案(旧)第14f条～第14h条の主語が“European patent”から欧州特許と単一特許の両方を含む用語である“patent”に変更され、直接侵害、間接侵害及び効力の制限についての法解釈等は、統一特許裁判所が判断することとなったものと考えられる。

ただし、協定中に第25条～第27条があるにもかかわらず、より一般的な文言とはいえ、単一特許規則第5条が重複的に存在することの意義や、さらには同条を根拠にCJEUへ提訴されるケースがあり得るのか否かについては、現時点で不明である。

なお、単一特許規則には、先使用权や強制実施権についての規定はないため、これらの取り扱いには各参加加盟国の国内法に依ることとなる。

#### 2. 権利の消尽

単一特許により与えられる権利は、単一的効力を有する参加加盟国内において実施された当該単一特許により保護される製品について、当該製品が特許権者により又は特許権者の同意に基づきEU域内市場に置かれた後において、特許権者が当該製品の更なる商業化に反対する適法な根拠がない限り、当該製品に関する行為にまで及ばないとされており(単一特許規則第6条)、単一特許に基づく権利がEU域内において消尽することが規

定されている。つまり、特許権者によって EU 域内において販売された製品や特許権者の同意を得て EU 域内において販売された製品については、当該製品を保護する特許権は EU 域内において消尽したものとされ、たとえ販売された EU 加盟国とは異なる EU 加盟国においても、販売後の製品に対して権利行使をすることはできない。

なお、欧州特許についても統一特許裁判所協定第 29 条に同様の規定があるため、EU 域内において消尽することが明確化されている。EU においては、従前より「物の自由の移動」の原則に基づき、TFEU 第 34 条及び第 36 条に欧州特許や国内特許を含む産業財産権の域内消尽が規定されていたが、今後も同様に、単一特許及び欧州特許について域内消尽が適用されることとなる。

### 3. ライセンス・オブ・ライト

単一特許の権利者は、EPO に対していかなる者に対しても適切な配慮のもとに当該特許に係る発明をライセンス供与する用意があるとの旨の陳述書を提出することができるとしている（単一特許規則第 8 条 (1)）。この条項の下に結ばれたライセンスは、契約に基づくものとして取り扱われる（同第 8 条 (2)）。

### 4. 制度的条項

単一特許規則第 9 条は、参加加盟国が制度を維持する上でなすべき事項を規定している。

一群の EPC 締約国たる参加加盟国は EPO に対し単一特許について追加の職務を課することができる旨を定める EPC 第 143 条に基づき、単一特許規則第 9 条 (1) には、EPO に対して以下の業務を遂行させることが規定されている。

(a) 欧州特許の特許権者による単一的効力に対する請求の管理。

(b) 単一特許保護のための登録簿の欧州特許登録簿への包含と登録簿の管理。

(c) 第 8 条に規定される実施許諾、その取下げ及び国際標準機関において取決めがなされた実施許諾の合意に関する欧州特許の特許権者による宣言の受領及び登録。

(d) 翻訳言語の取決めで規定される移行期間中の同条に規定される翻訳の公開。

(e) 欧州単一効特許の更新手数料等の徴収と管理、及び、徴収した更新手数料の一部の参加加盟国への配分。

(f) EPO の公式言語ではない EU の公用語の 1 つで欧州特許出願をした出願人のための翻訳費用の補償スキーム（翻訳言語規則第 5 条、第 4 章 2. 参照）の管理。

(g) 特許権者による欧州特許の単一的効力の請求が、EPC 第 14 条 (3) に定義される手続言語で、欧州特許公報における付与の記載の公開後 1 月以上遅れることなく提出されるようにする。

(h) 単一的効力への請求が提出され、かつ、翻訳言語規則第 6 条に規定される移行期間（次項 4. 参照）中に同条に規定される翻訳と共に提出されたときは、単一的効力が単一特許保護の登録簿に記載する。なお、また特許権の制限、ライセンス、移転及び無効に関するすべての情報は EPO に通知しなければならない。

また、単一特許規則第 9 条 (2) では、EPC 締約国としての法的立場において、参加加盟国が同第 9 条 (1) に規定される EPO の業務に関連する行為の統治及び監視を EPC 第 145 条に基づく欧州特許機構管理理事会の特別委員会を設置して行う旨が規定されている。

そして、参加加盟国は、単一特許規則第 9 条 (1) に規定される業務を遂行する際の欧州特許庁の決定に対して国内裁判所における効率的な法的保護

をすることも規定されている（同条（3））。

## 5. 更新手数料とその配分

単一特許の更新手数料は、今後 EPC 第 145 条に基づき設けられる欧州特許管理機構の特別委員会により決められることとなるが（単一特許規則第 9 条（2）パラ 2）、その際には、全期間にわたり累進的となること（単一特許規則第 12 条（1）（a））、現在の欧州特許の平均的な地理的範囲カバーするために要する手数料のレベル（同第 12 条（3）（a））等が考慮され、また、中小企業に対する減額も一定要件に基づき考慮される（同第 12 条（2））。

更新手数料は、50%が EPO へ、残りの 50%が参加加盟国に配分されることとなる（同第 13 条（1））が、後者の参加加盟国間の配分については各国の特許出願件数（同第 13 条（2）（a））、市場規模（ただし最小額が補償される）（同第 13 条（2）（b））が考慮され、EPO の公式言語を公用語としない（同第 13 条（2）（c）（1））、特許活動が活発でない（同第 13 条（2）（c）（2））、欧州特許機構に参加した時期が最近である（同第 13 条（2）（c）（3））、といった参加加盟国に対しては、補償がなされるとされるが、いずれの基準も明確ではないため、配分の決定には困難も予想される。

## 6. 適用

単一特許規則及び翻訳言語規則は、単一特許規則第 18 条（1）及び翻訳言語規則第 7 条（1）に基づき、EU 官報の発行（2012 年 12 月 31 日）の翌日から数えて 20 日後の 2013 年 1 月 20 に発効した。

しかし、単一特許規則及び翻訳言語規則の適用については、2014 年 1 月 1 日又は統一特許裁判所協定の発効日のいずれか遅い日となっている（単一特許規則第 18 条（2）第 1 パラ）ため、統一特許裁判所協定の発効条件のひとつである「少なく

とも 13 か国の批准」を待たなければならない。

単一特許規則及び翻訳言語規則の適用日以降に付与された全ての欧州特許に対して、単一的効力を求める申請をすることが可能である（同第 18 条（6））。そして、単一特許保護のための登録簿に登録された欧州特許は、登録日に統一特許裁判所が専属管轄を有する参加加盟国の領域においてのみ、単一の効果を有する（同第 18 条（2）第 2 パラ）。つまり、単一特許規則の適用後、単一特許の登録日において、25 の単一特許の参加加盟国のうち統一特許裁判所協定へ批准した国が 13 であった場合には、単一特許はその 13 の協定締約国においてのみ単一的効力を発揮するものであって、25 の単一特許の参加加盟国の全体において単一的効力を有するものではないことに留意しなくてはならない。なお、単一特許は、欧州特許公報における付与の公表日において効力を発する（同第 4 条（1））。

## 第4章 翻訳言語

### 1. 欧州特許とロンドンアグリーメント

欧州委員会によって公表されている試算によれば、欧州における特許の翻訳費用は特許取得コストの約 40%にも上り、EU13 か国での特許取得コストは米国や日本の 10 倍以上とされている<sup>25</sup>。

ロンドンアグリーメントは、EPC 第 65 条第 1 項に規定される欧州特許の指定国における公用語への翻訳の費用を低減させるための協定であり、2008 年 5 月 1 日に発効した。この協定の大きな特徴は、EPC の全締約国の批准・加盟を要さず、批准・加盟した国のみにも拘束力が発生することである。2013 年 1 月 1 日現在、18 か国が批准・加盟しており、アイルランドも加入へ向けた準備を進めている<sup>26</sup>。その骨子は、（1）EPO の公式言語（英語・ドイツ語・フランス語）と同じ言語を公用語

【表 2 : EPC 締約国のロンドンアグリーメント加入状況 (2013 年 1 月 1 日現在)】

EPC 締約国	発効日	明細書	クレーム
アルバニア	未加入		
オーストリア(※)	未加入		
ベルギー(※)	未加入		
ブルガリア(※)	未加入		
クロアチア	2008 年 5 月 1 日	英語	クロアチア語
キプロス(※)	未加入		
チェコ(※)	未加入		
デンマーク(※)	2008 年 5 月 1 日	英語	デンマーク語
エストニア(※)	未加入		
フィンランド(※)	2011 年 11 月 1 日	英語	フィンランド語, スウェーデン語
フランス(※)	2008 年 5 月 1 日	○	○
ドイツ(※)	2008 年 5 月 1 日	○	○
ギリシャ(※)	未加入		
ハンガリー(※)	2011 年 1 月 1 日	英語	ハンガリー語
アイスランド	2008 年 5 月 1 日	英語	アイスランド語
アイルランド(※)	加入予定	○	○
イタリア(※)	未加入		
ラトビア(※)	2008 年 5 月 1 日	○	ラトビア語
リヒテンシュタイン	2008 年 5 月 1 日	○	○
リトアニア(※)	2009 年 5 月 1 日	○	リトアニア語
ルクセンブルク(※)	2008 年 5 月 1 日	○	○
マケドニア旧ユーゴスラビア	2012 年 2 月 1 日	○	マケドニア語
マルタ(※)	未加入		
モナコ	2008 年 5 月 1 日	○	○
オランダ(※)	2008 年 5 月 1 日	英語	オランダ語
ノルウェー	未加入		
ポーランド(※)	未加入		
ポルトガル(※)	未加入		
ルーマニア(※)	未加入		
サンマリノ	未加入		
セルビア	未加入		
スロバキア(※)	未加入		
スロベニア(※)	2008 年 5 月 1 日	○	スロベニア語
スペイン(※)	未加入		
スウェーデン(※)	2008 年 5 月 1 日	英語	スウェーデン語
スイス	2008 年 5 月 1 日	○	○
トルコ	未加入		
英国(※)	2008 年 5 月 1 日	○	○

上記表中、(※)は EU 加盟国を表す。また、明細書とクレームの翻訳要件に関して、「○」は、英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの EPO 公式言語で付与された欧州特許の明細書またはクレームについて、各 EPC 締約国における権利有効化の際に、追加の翻訳文の提出の必要がないことを意味する。

とする指定国においては、クレームのみを手続言語以外の2つの公用語へ翻訳すれば、明細書の全文については当該指定国の公用語への翻訳を要求することができないこと（ロンドンアグリーメント第1条(1)）、(2) EPOの公式言語（英語・ドイツ語・フランス語）以外の言語を公用語とする指定国は、手続言語のうち少なくとも1つを選択指定し、その言語で特許が付与された場合（又はその翻訳がされた場合）は、当該指定国の公用語への翻訳を要求できない（同第1条(2)）が、クレームについては、その公用語への翻訳を要求することができる（同第1条(3)）、(3) 侵害訴訟等の紛争が生じた場合に、侵害被疑者や裁判所等司法当局の求めに応じ、特許権者はその国の公用語への翻訳を提出しなければならない（同第2条）、というものである<sup>27</sup>。

ロンドンアグリーメントに批准・加盟した国の増加により、翻訳費用の削減効果も着実に増大してきた。しかし、翻訳費用の更なる削減や、管理コストを含めたトータルの特許取得コストの低減を求めるユーザーの声は根強く、単一特許はそれを実現するものとして待望されることとなった。

## 2. 特許付与手続における翻訳要件

EPC第14条(6)に基づいてEPOの公式言語のうち1つの手続言語による欧州単一特許明細書及び手続言語以外の他の2つの公式言語によるクレームの翻訳文が公開された場合、4. で述べる移行期間経過後は、次の3. で述べる紛争等が生じた場合を除き、クレームを含めて明細書を各国の公用語へ翻訳する必要はないため、翻訳費用のさらなる負担軽減が期待できる。

なお、手続の際の翻訳費用は、EU加盟国に居所又は主な事業所を有し、EPOの公式言語以外の言語で出願する中小企業、自然人、非営利団体、

大学及び公的研究機関に対し、単一特許の更新手数料の減免の形で、一定額を上限に翻訳費用の全額を補償することとされている（翻訳言語規則第5条(2)）。

## 3. 訴訟や紛争における手続言語と翻訳要件

ここでは、統一特許裁判所における訴訟の手続言語と訴訟を含む紛争の際の翻訳の要件について述べる。

### (1) 手続言語

第一審裁判所の場合、中央部では、当該特許が付与された言語である（統一特許裁判所協定第49条(6)）。

地方部又は地域部では、EUの公用語<sup>28</sup>で、かつ、当該部を設置する締約国の公用語又は公用語の一つ、又は地域部を共有する締約国が指定する公用語である（同第49条(1)）。ただし、締約国はEPOの公式言語の一つ又は複数指定することもできる（同第49条(2)）。

また当事者は、当該特許が付与されたときの言語を手続言語として使用することに同意することができ、その場合、審理権を有する合議体は合意に基づき、利便性及び公平性に照らして当該言語の使用を決定することができる。他方、合議体が認めない場合には、当事者は当該訴訟を中央部に付託するように要請することができる（同第49条(3)(4)）。

そして、当事者の一方の要請に基づき、第一審裁判所の長官は、他方の当事者及び審理権を有する合議体に聴取を行った後、公平性を根拠とし、かつ、特に被告の地位のような当事者らの地位を含むあらゆる関連する状況を考慮した上で、特許が付与された言語の手続言語としての使用を決定することができる。この場合、第一審裁判所の長

官は、特別の翻訳及び翻訳の取決めの必要性を評価する（同第 49 条（5））。

控訴裁判所の手続言語は、第一審裁判所の手続言語であるが（同第 50 条（1））、当事者は、合意により当該特許が付与された言語を手続言語として使用することも可能である（同第 50 条（2））。

また、例外的な場合において、かつ、適切とみなされる範囲において、控訴裁判所は、当事者の合意を前提として、締約国の他の公用語を当該訴訟の全部又は一部の手続言語とすることができる（同第 50 条（3））。

## (2) 翻訳

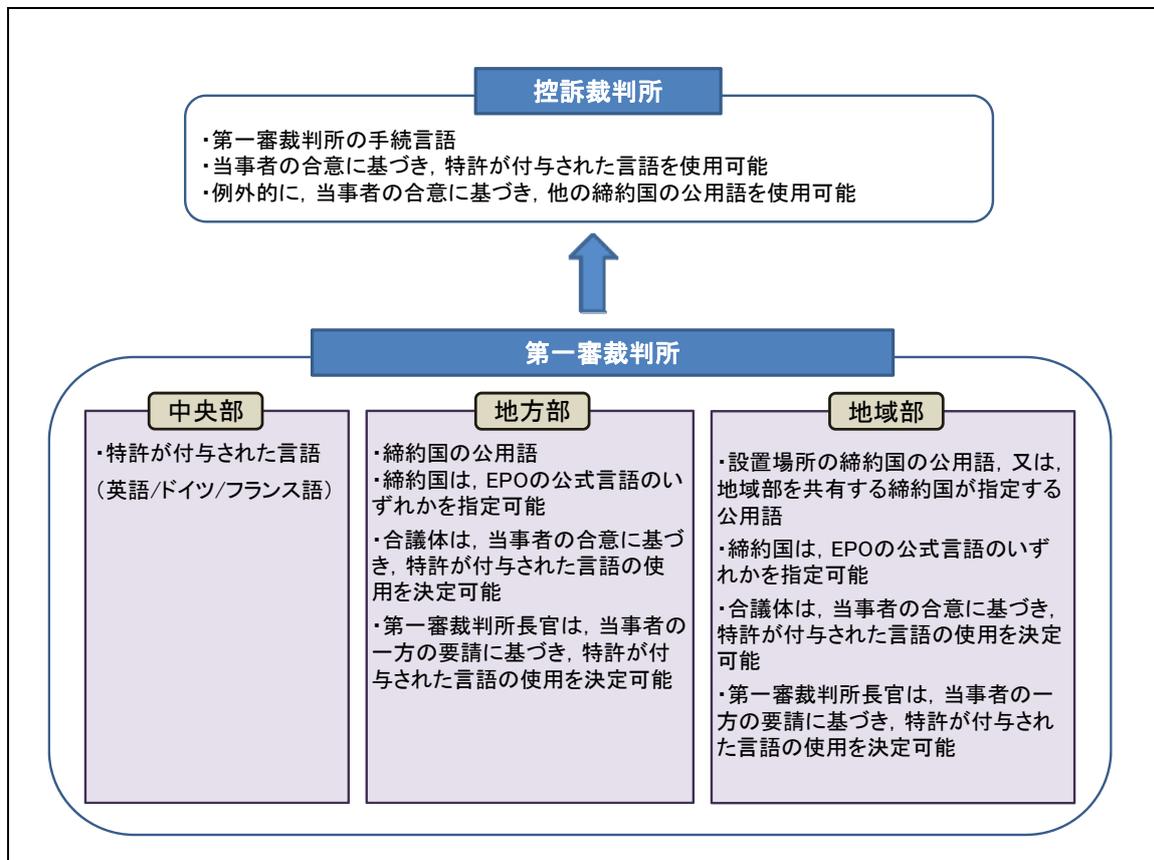
単一特許の侵害に関する紛争の際には、特許権者は、被疑侵害者の請求と選択により、被疑侵害が生じた参加加盟国又は被疑侵害者が居住する参

加加盟国の公用語への特許の完全な翻訳を提供しなければならない（翻訳言語規則第 4 条（1））。また、紛争の際には、（同第 4 条（2））、特許権者は、参加加盟国の管轄裁判所の請求により、法的手続きの過程で裁判所の手続言語への特許の完全な翻訳を提供しなければならない。そして、これらの翻訳費用は特許権者が負担する（同第 4 条（3））。

翻訳について、第一審裁判所及び控訴裁判所の合議体は、適切とみなされる場合には、翻訳の要件を不要とすることができる（統一特許裁判所協定第 51 条（1））。

また、特許侵害訴訟が中央部に提起された場合で、(a) 締約国の領域外に居所又は主な事業所を有しているか、又は居所や主な事業所が存在しない場合には、事業所を有している被告に対する訴訟が中央部に提起された場合、又は当該締約国に

【図 6：統一特許裁判所の訴訟における手続言語】



地方部がない場合又は地域部に参加していないため、訴訟が中央部に提起された場合、(b) 中央部の手続言語が、被告が居所又は主な事業所を有する EU 加盟国、又は居所や主な事業所が存在しない場合は事業所を有する EU 加盟国の公用語ではない場合、及び (c) 被告が手続言語に関する適切な知識を有していない場合、被告は、要請により、居所又は主な事業所とする締約国又は居所や主な事業所が存在しない場合に事業所を有する締約国の言語に翻訳した関連文書を取得する権利を有する (同第 51 条 (3))。

なお、通訳に関して、一方の当事者の要請があり、適切とみなされる場合には、第一審裁判所及び控訴裁判所は、該当する当事者の口頭審理を補佐するための通訳設備を提供することとされている (同第 51 条 (2))。

### (3) 中小企業や大学等に対する特別規定

翻訳言語規則第 4 条 (4) においては、損害を求める請求に関する訴訟に際しては、特に被疑侵害者が中小企業、自然人、非営利団体、大学及び公的研究機関である場合には、紛争が生じた際に特許権者によって提供される被疑侵害者が居住する参加加盟国の公用語への翻訳が提供される前に特許を侵害していたことを知らずに、もしくは、知るための合理的な理由なく、侵害行為をしていたかどうかについて評価し、考慮しなくてはならないことが規定されている。同規定によって、中小企業や大学等が言語による不利益を被ることがないように配慮がなされていると言えるが、特許権者の立場からすると、権利行使における制約ともなり得ることに留意する必要がある。

## 4. 移行措置

2. で述べたとおり、本制度では、EPO の公式

言語以外への翻訳は紛争時を除いて提出の必要はない。しかし、本規則の適用日から一定の移行期間中は、手続言語がフランス語又はドイツ語であるときは、明細書の英語への完全な翻訳 (翻訳言語規則第 6 条 (1) (a))、手続言語が英語であるときは、明細書の他の EU 公用語への完全な翻訳 (同第 6 条 (1) (b)) の提出が必要とされている。

この移行期間は機械翻訳の精度を高めるために設けられたものであり、規則の適用日から 6 年後及び以降 2 年ごとに、独立した専門委員会が、EPO によって開発される特許出願及び明細書のすべての EU の公用語への高品質機械翻訳の利用可能性の客観的評価を実施する。専門委員会は欧州特許機構の組織の参加加盟国によって設立され、EPC 第 30 条 (3) に従ってオブザーバーとして欧州特許機構管理理事会によって招聘された欧州特許制度の利用者を代表する非政府機関と EPO の代表者によって構成される (同第 6 条 (3))。欧州委員会は専門委員会の評価に基づき、EU 理事会に対して報告書を提出し、必要な場合には、移行期間を終了する提案を行う (同第 6 条 (4))。欧州委員会の提案に基づいて移行期間が終了しない場合でも、本規則の適用日から 12 年で移行期間は失効する (同第 6 条 (5))。つまり、この翻訳文提出という移行措置は最長でも 12 年間で終了することとなる。

移行期間に公開される公用語以外の翻訳は、情報の提供が目的で法的効果を有するものではない (同第 6 条 (2))。しかし、EPO の公式言語を自国の公用語としない国の国民にとって、特許情報へアクセスするための手段が存在しない場合には著しい不利益を被る可能性がある。このことから、この移行期間終了までに機械翻訳の性能を十分に高めることが非常に重要であることがわかる。したがって EPO は、Google との連携を進めるな

ど、先を見据えて機械翻訳ツールの開発に全力で取り組んでいるところであり、2012年2月29日には、インターネット上で利用可能な新たな機械翻訳サービス「Patent translate」の提供を開始している<sup>29</sup>。

## 第5章 統一特許裁判所の組織と役割

### 1. 統一特許裁判所の法的位置付け

統一特許裁判所協定の第1条には、「本協定により、欧州特許及び欧州単一効特許に関する紛争解決のための統一特許裁判所を創設する。統一特許裁判所は、締約国に対する共通の裁判所であり、したがって、締約国のあらゆる国内裁判所と同様のEU法の下における義務に服する。」と規定される。統一特許裁判所は、新たな協定に基づいて創設された裁判所であり、EUとは別の枠組であるものの、EU法を適用し遵守しなくてはならないことが原則とされ（同第20条）、EU法の正しい適用及び統一的解釈を確保するため、EUの既存の最高司法機関であるCJEUに対して、TFEU第267条に則り先決裁定（Preliminary Ruling）を求めするために質問を付託することとされており、CJEUの判決は統一特許裁判所を拘束する（統一特許裁判所協定第21条）。また、統一特許裁判所がTEU又はTFEUの解釈に関する質問、もしくはEU機関の行為の有効性又は解釈に関する質問をCJEUに付託した場合には、その間、統一特許裁判所は必ず訴訟手続を停止しなくてはならない（裁判所規程第38条）。

統一特許裁判所が審理を行う際、判決の基礎としなくてはならない適用法令としては、(a) 単一特許規則及び翻訳言語規則を含むEU法、(b) 統一特許裁判所協定、(c) 欧州特許条約（EPC）、(d) 欧州特許及び単一特許に適用され全ての締約国に対して拘束力を有するその他の国際条約、(e) 国

内法であるとされ、状況に応じて非締約国の国内法にも基づいて判決を下すこととされている（統一特許裁判所協定第24条）。

統一特許裁判所は、各締約国において法人格を有し、控訴裁判所の長官によって代表される（同第4条）。また、第一審裁判所の長官は、パリの中央部に拠点を置くこととされ、初代長官はフランス国籍から選出される（裁判所規程第14条(2)）。控訴裁判所及び第一審裁判所の長官の任期は、共に3年間とされており、2回まで再選が可能である（同第13条(1)、第14条(1)）。

### 2. 統一特許裁判所の全体構造と設置場所

統一特許裁判所は、第一審裁判所（Court of First Instance）と控訴裁判所（Court of Appeal）の二審制で構成されており（統一特許裁判所協定第6条）、さらに、第一審裁判所は、主に特許取消訴訟を審理する中央部（Central Division）と、主に特許侵害訴訟を審理する地方部（Local Division）及び地域部（Regional Division）から構成される（同第7条(1)）。また、統一特許裁判所協定の範囲に含まれる特許紛争の調停及び仲裁のため、特許調停仲裁センター（Patent Mediation and Arbitration Centre）が設置されることとされている（同第35条）。

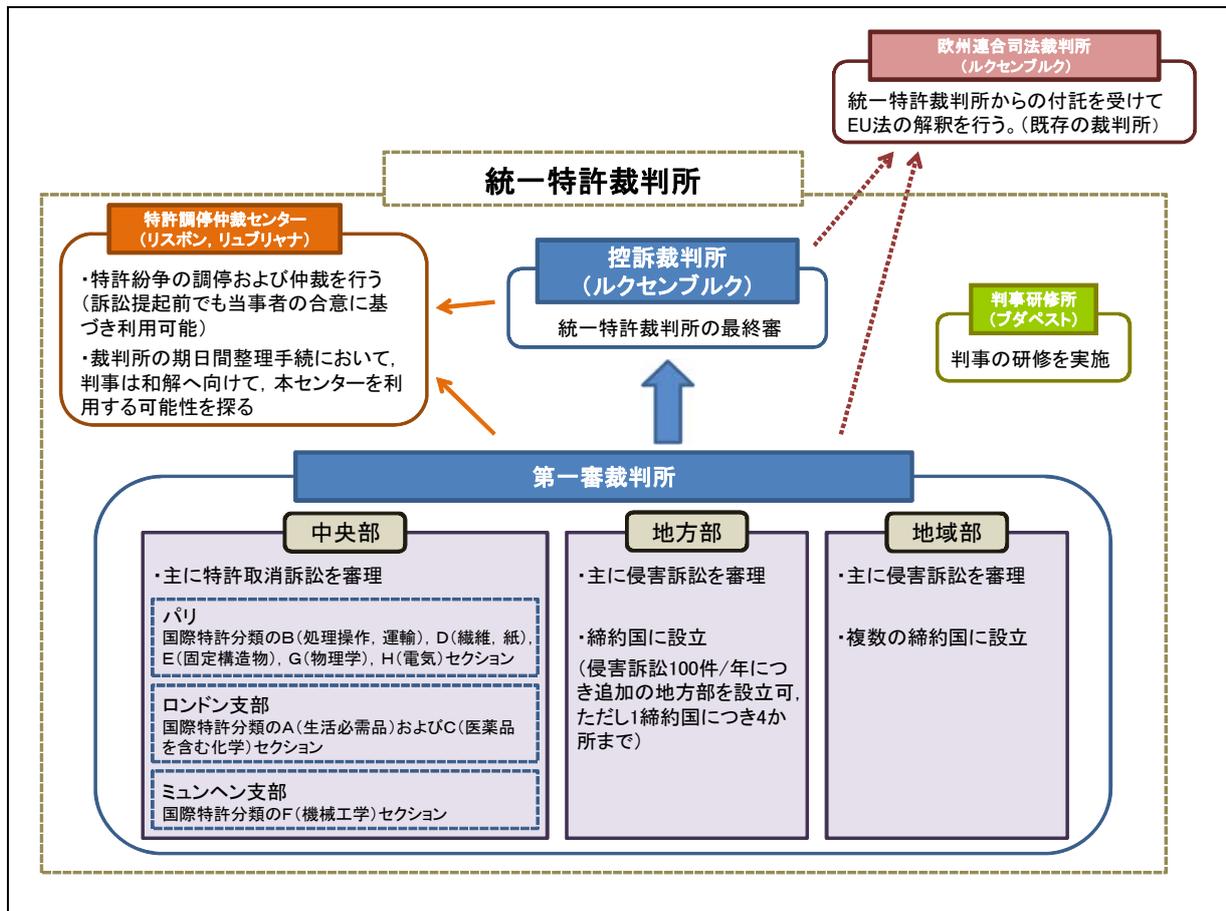
これらの統一特許裁判所を構成する各機関の設置場所については、2011年12月のEU理事会<sup>30</sup>において、控訴裁判所をルクセンブルク（統一特許裁判所協定第9条(5)）、特許調停仲裁センターをリスボン（ポルトガル）とリュブリャナ（スロベニア）の2か所（同第35条(1)）に設置することが合意された。しかしながら、第一審裁判所の中央部の設置場所については、パリ、ロンドン、ミュンヘンの三都市の間で調整が難航、政治問題化したため、議論が持ち越しとなっていた。ファン＝ロンパイ欧州理事会議長は、このような政治的

議論の膠着によって統一特許裁判所の設立を長引かせるべきではないとして、2012年前半までに議論を決着させるよう各国首脳に要請していたところ、2012年6月28、29日の欧州理事会の決定<sup>31</sup>によって、パリを中央部としつつも、ロンドンとミュンヘンを中央部の支部とし、訴訟案件の技術分野に応じて、パリが国際特許分類のBセクション（処理操作、運輸）、Dセクション（繊維、紙）、Eセクション（固定構造物）、Gセクション（物理学）、Hセクション（電気）を、ロンドンが国際特許分類のCセクション（医薬品を含む化学）及びAセクション（生活必需品）を、ミュンヘンが国際特許分類のFセクション（機械工学）を担当することで妥協が図られた（同第7条(2)、付属書II）。なお、フランスにおいては、2009年11月1日に

知的財産に関する裁判管轄が集中化されており<sup>32</sup>、とりわけ特許及び実用新案については全ての訴訟がパリの大審裁判所（第一審）及び控訴院（第二審）において取り扱われている。

締約国の要請に基づいて単独の締約国において設立される地方部、及び、複数の締約国の要請に基づいて複数の締約国のために設立される地域部については、現時点で設置場所に関する公式な情報は公開されていない。追加の地方部については、統一特許裁判所協定の発効日の前又は発効日に引き続き連続する3年間に於いて開始された特許訴訟件数の1暦年あたり100件毎に設立可能であるが、各締約国における地方部の数は最大で4か所までとされている（同第7条(4)）。1暦年あたりの特許訴訟件数が100件を超える締約国は数か

【図7：統一特許裁判所の組織図】



国に限られているが、たとえば、従前より特許訴訟件数の多いドイツでは4か所の地方部の設置が可能であると目されている。

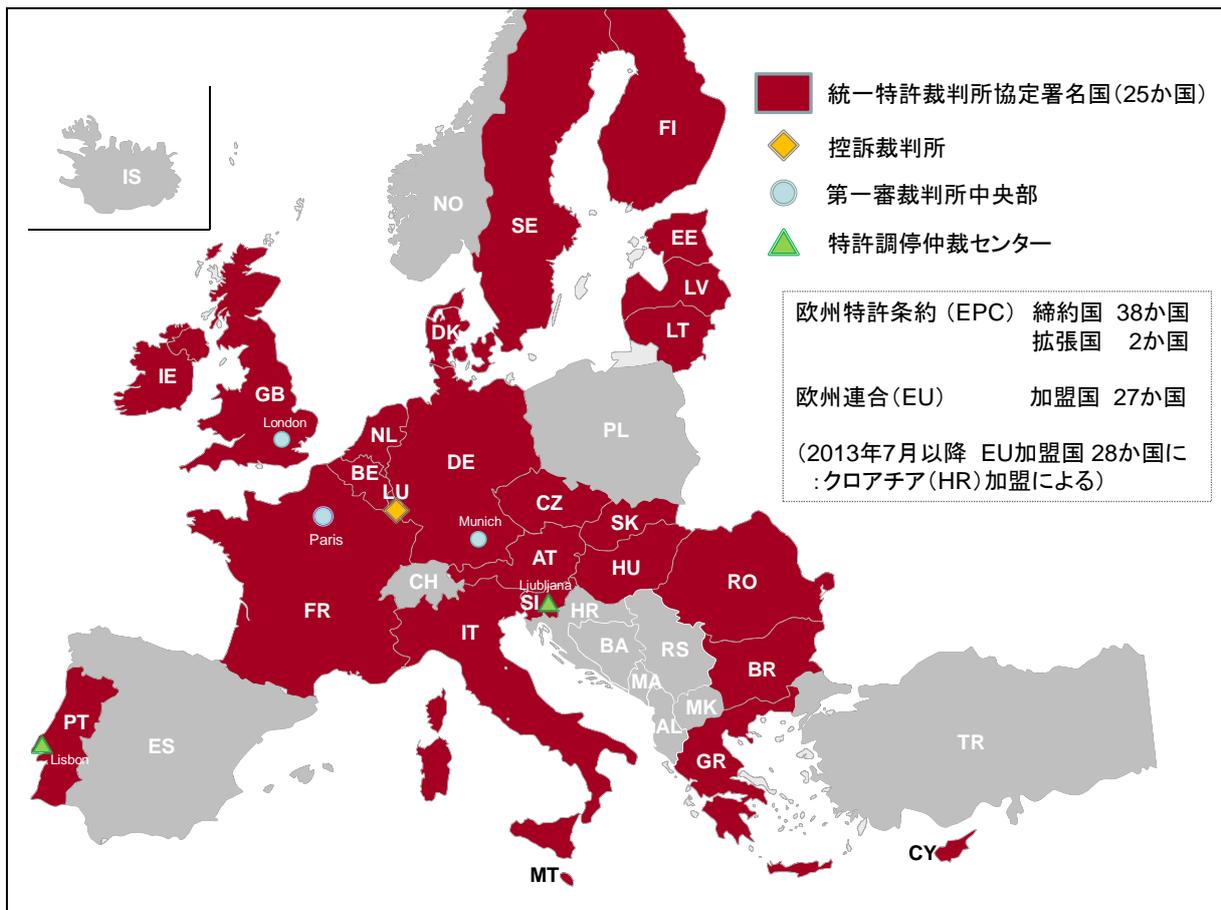
この他、登記部 (Registry) が控訴裁判所の所在地に設置され、その支部 (Sub-registry) は第一審裁判所の全ての部に設置される (同第 10 条)。また、統一特許裁判所協定の効果的な実施と運営を確実なものとするために、管理委員会 (Administrative Committee)、予算委員会 (Budget Committee)、諮問委員会 (Advisory Committee) が設立され、各締約国は管理委員会と予算委員会において一票の投票権を有することとされている (同第 11 条～第 14 条)。

### 3. 統一特許裁判所協定の署名国

第 1 章 4. (3) において述べたとおり、2011 年 3 月 8 日の CJEU 判決に基づき、統一特許裁判所協定の締約国となれるのは EU 加盟国のみであるとされている (統一特許裁判所協定第 84 条)。つまり、統一特許裁判所は、単一特許のみならず既存の欧州特許も取り扱うものの、たとえ EPC 締約国であったとしても、非 EU 加盟国であるスイス、ノルウェー、トルコ等が参加できる可能性は同 CJEU 判決によってほぼ消滅した。

2013 年 2 月 19 日に開催された署名式典においては、27 の EU 加盟国のうち、ブルガリア、スペイン、ポーランドを除く 24 か国が統一特許裁判所協定への署名を行っている<sup>33</sup>。ブルガリアは、国

【図 8 : 統一特許裁判所協定の署名国 (2013 年 3 月 6 日現在)】



内手続に時間を要したために署名式典には間に合わなかったものの、2週間後の2013年3月5日に署名を行い、統一特許裁判所の協定署名国は25か国となった。なお、イタリアは、単一特許の枠組には参加していないものの、統一特許裁判所協定への署名を行ったため、イタリアにおいて単一特許は適用されない一方で、イタリアを指定した既存の欧州特許については侵害訴訟や特許取消訴訟が統一特許裁判所によって審理されることとなる。また、2013年7月1日にEUへの新規加盟が予定されているクロアチアについては、現時点で参加に関する公式情報が出されていない。

#### 4. 合議体の判事構成

##### (1) 中央部

中央部の合議体は、異なる締約国の国籍を有する法律系判事2名、及び、該当技術分野における

資格及び経験を有し判事プールから割り当てられる技術系判事1名の構成とする（統一特許裁判所協定第8条（6））。

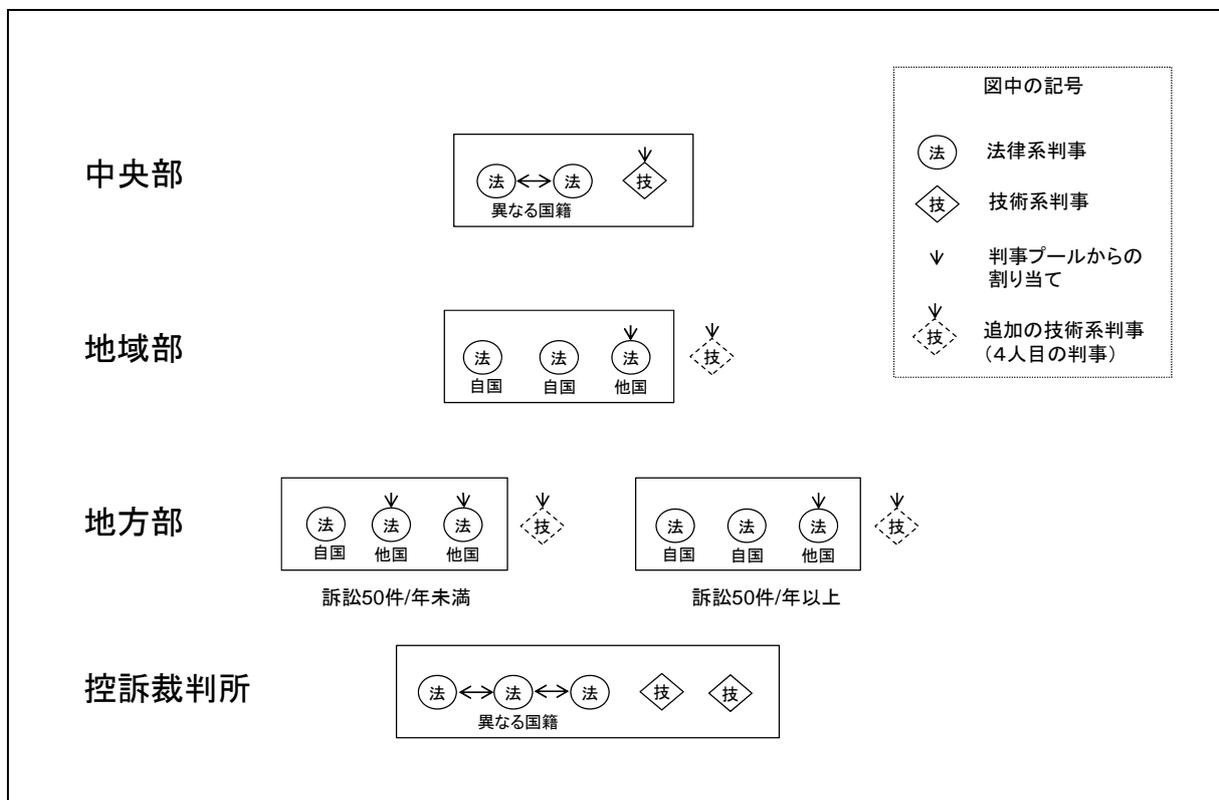
なお、第一審裁判所のいずれの合議体においても、法律系判事が裁判長となる（同第8条（8））。

##### (2) 地方部と地域部

①本協定の効力発生前又は効力発生後の連続した3年間において開始された特許訴訟件数が1暦年に平均して50件未満の締約国の地方部の合議体は、当該地方部を設立した締約国の国籍を持つ法律系判事1名、及び、当該締約国の国籍を持たず案件毎に判事プールから指定される法律系判事2名の構成とされる（同第8条(2)）。

②平均特許訴訟件数が、50件以上の締約国においては、当該地方部を設立した締約国の国籍を持つ法律系判事2名、及び、当該締約国の国籍を持

【図9：合議体の判事構成】



たず、判事プールから指定される法律系判事1名の構成とする(同第8条(3))。

③地域部の合議体は、当該地域部を設立した締約国の国籍を持つ法律系判事2名、及び当該締約国の国籍を持たず、案件毎に判事プールから指定される法律系判事1名から構成される(同第8条(4))。

④地方部又は地域部の合議体は、当事者の一方の要請に基づき、判事プールから、該当する技術分野の資格及び経験を有する追加の技術系判事を割り当てるよう第一審裁判所の長官に要請する。さらに、当事者らへの聴取の後に、自発的にそのような要請を行うこともできる(同第8条(5))。

なお、追加の技術系判事の割当てによって、判事が4名となった際、判決及び命令の決定に際して2名ずつの同数票となった場合には、裁判長の票が決定票となる(同第78条(1)、裁判所規程第35条(1))。

### (3) 控訴裁判所

控訴裁判所の合議体は5名の多国籍の判事から構成される。控訴裁判所の合議体は、異なる締約国の国籍を有する法律系判事3名と該当技術分野の資格及び経験を有する技術系判事2名の構成とされる。法律系判事が裁判長となる(同第9条)。

また、格別に重要な訴訟であって、特に、その判決が統一特許裁判所の法体系の統一性及び一貫性に影響を与える可能性がある場合には、控訴裁判所は、裁判長からの提案に基づき、当該訴訟を大法廷(full court)に付託する決定を行うことができる(裁判所規程第21条(2))、控訴裁判所長官が大法廷の裁判長を務める(同第13条(3))。その判決は、大法廷を構成する判事の4分の3以上の賛成票を得た場合にのみ有効となる(同第35条(3))。

## 5. 判事の資格と指名手続

### (1) 判事の資格

法律系判事及び技術系判事の両方とも、判事は最高水準の能力と特許訴訟分野での実証済みの実績を有していなければならない、とされている(統一特許裁判所協定第15条)。

- ・法律系判事は、締約国の司法官として指名される資格を有するものとする。
- ・技術系判事は、技術分野における学位及び実績を有さなければならない。技術系判事も、特許法及び特許訴訟に関連する手続に関して実証済みの知識を有さなければならない。

また、裁判所規程には、判事は締約国の国籍を有すべきこと(裁判所規程第2条(1))、及び、EPOの公式言語(英語・フランス語・ドイツ語)の少なくとも一つに堪能であるべきこと(同第2条(2))とされている。なお、特許訴訟経験を向上し、特別の知見と経験を広範な地理的領域に分配させるために、判事のための研修制度が設けられる(統一特許裁判所協定第19条、裁判所規程第11条)。

### (2) 指名手続

諮問委員会は、判事として指名されるのに特にふさわしい候補者の名簿を作成し、この名簿に基づき、管理委員会が判事を指名する(統一特許裁判所協定第16条)。

実施条項は、裁判所規程第3条に定められており、公表された欠員に対し、諮問委員会は候補者の適格性について意見を述べ名簿が作成されるが、その際、補充欠員の少なくとも2倍の候補者を記載するものとされる(裁判所規程第3条(2)～(6))。この名簿に基づき管理委員会が任命する。判事の任期は6年とされる。(同第4条)

(3) 司法の独立性と公平性

法律系判事及び技術系判事は、管理委員会により例外が認められる場合を除き、有給であるか否かを問わず、いかなる他の職業にも従事してはならない。ただし、判事としての職務の遂行は、国内レベルにおける他の司法的職務の遂行を排除しない、とされ国内裁判所の判事との兼務が可能となっている。

技術系判事の職務の遂行は、利益相反がない限り、その他の職務の遂行を排除しない、とされ、利益相反がある場合には、判事は訴訟手続きに参加してはならない(統一特許裁判所協定第17条)。

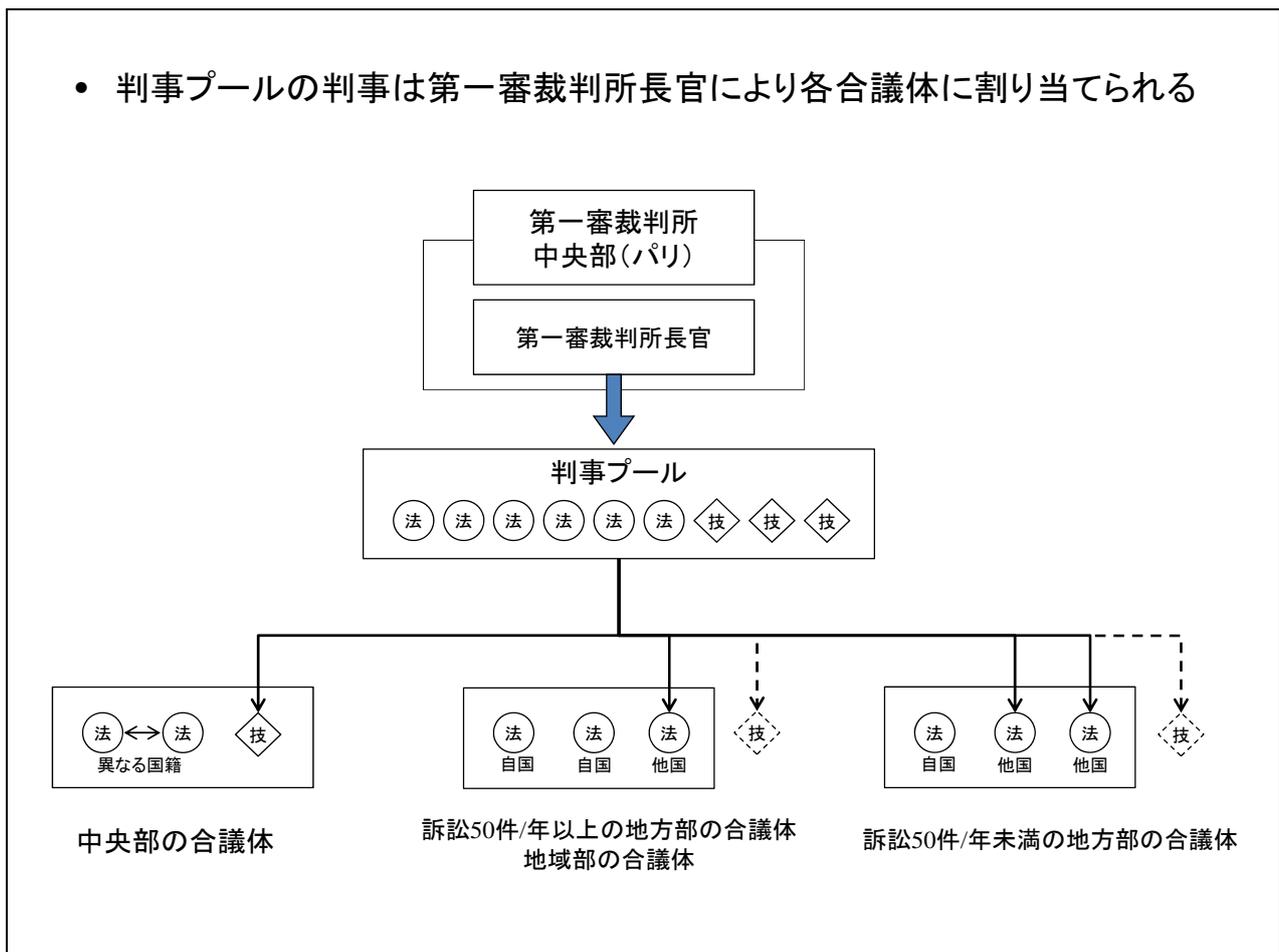
利益相反に関する規則は、裁判所規程に例示されている(裁判所規程第7条(2))。

- (a) 顧問の役割を果たしている場合。
- (b) 当事者である場合、又は一方の当事者のために行動してきた場合。
- (c) 裁判所、法廷、審査会、仲裁又は調整委員会、調査委員会その他の構成員として表明するよう要請されている場合。
- (d) 当該訴訟又は当事者の一人に関連して、個人的に又は経済的に利害関係がある場合。
- (e) 当事者の一人又は当事者の代表と、家族関係にある場合。

6. 判事プール

判事プールは、第一審裁判所の長官により、裁判所に割り当てられるべく登録された判事のリ

【図10：判事プール】



トにより特定され、これにより第一審裁判所のすべての合議体において、等しく質の高い職務内容、及び等しく高水準の法的・技術的専門知識が確保されることを目指すものである（統一特許裁判所協定第18条）。

判事プールの判事は、全て、第一審裁判所の法律系判事及び技術系判事から構成され、技術系判事としては技術分野毎に少なくとも1名の判事を含むこととされている。また、常任判事と非常任判事がいる。なお、判事プールからの技術系判事は、控訴裁判所においても従事できるとされる。

判事プールに在籍する判事の名簿は登記官が作成し、各判事の言語能力、技術分野、経験並びに当該判事が以前に扱った訴訟が記載される。判事

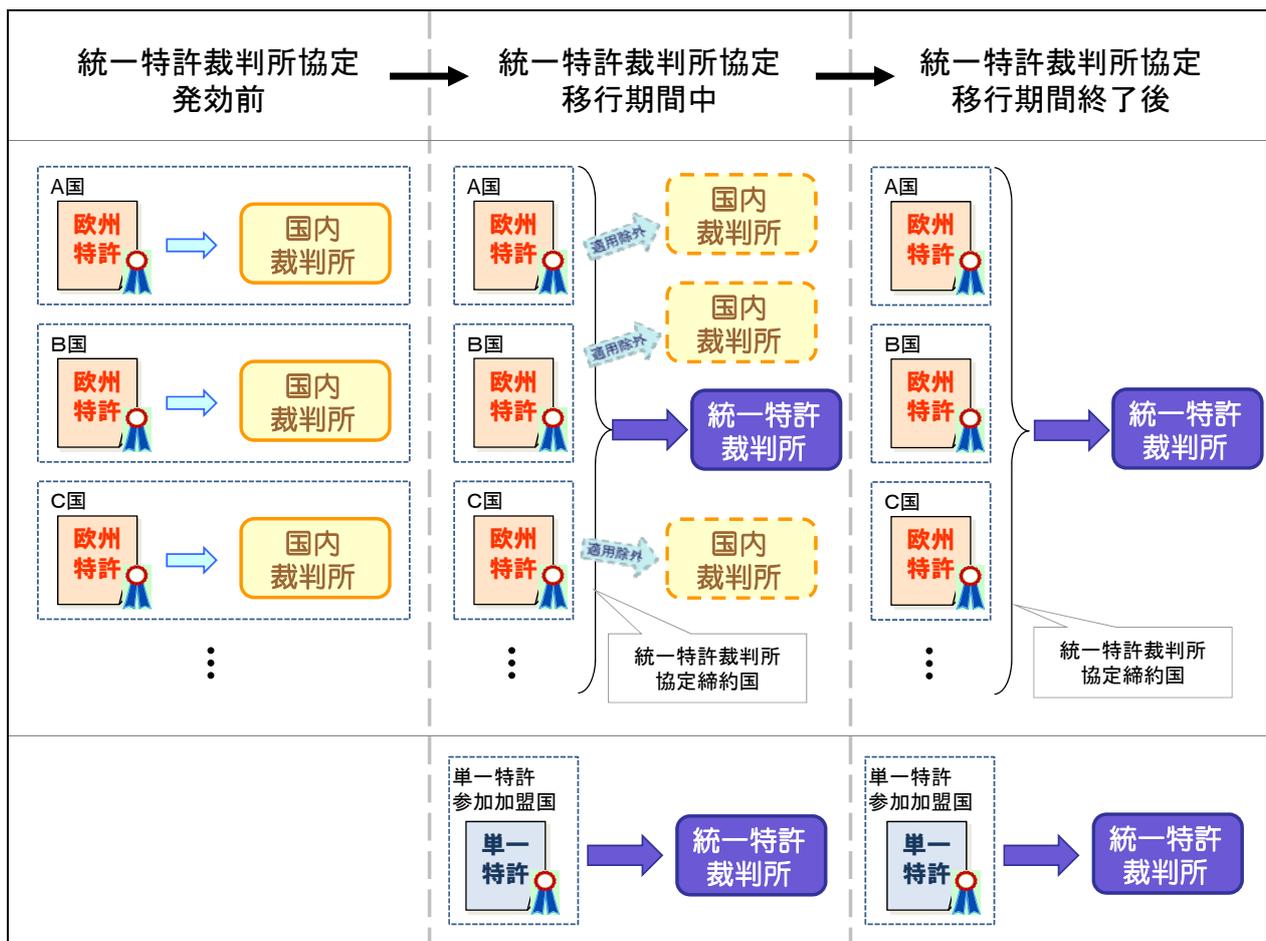
の割り当てに第一審裁判所の長官宛に合議体からなされる要請には、訴訟の主題、言語、そして必要とされる技術分野が記載される（裁判所規程第20条）。判事プールからの各合議体への判事の割り当ては、中央部（パリ）に籍を置く第一審裁判所の長官により、各訴訟の特性に応じ、判事の法的又は技術的専門知識、言語能力及び関連の経験に基づいて行われる運用となっており、今後の訴訟事案における割り当ての運用動向に注視したい。

## 第6章 統一特許裁判所の裁判管轄

### 1. 統一特許裁判所の裁判管轄

統一特許裁判所協定は、あらゆる、(a) 欧州単一効特許、(b) 特許によって保護された製品に対

【図 11：統一特許裁判所の裁判管轄】



して発行された補完的保護証明書 (SPC)<sup>34</sup>, (c) 本協定の発効日において依然として消滅していない, 又は, 発効日より後に付与された欧州特許, (d) 本協定の発効日において係属中の, 又は, 発効日より後に出願された欧州特許出願, に対して適用される (統一特許裁判所協定第 3 条)。そして, 統一特許裁判所は, 移行期間終了後は, 単一特許だけではなく, 「権利の束」と呼ばれる既存の単一効を有しない欧州特許についても, 侵害訴訟及び取消訴訟等について専属管轄を有する (同第 32 条)。つまり, 特許権者は, 単一特許と欧州特許の両方について, 常に締約国における侵害訴訟や取消訴訟を統一特許裁判所に提起することとなり, もはや国内裁判所へ訴訟提起することはできなくなる。また, 単一特許及び欧州特許によって保護された製品に対して発行された SPC についても統一特許裁判所の裁判管轄とされる (なお, 移行期間中の措置については第 6 章 4. を参照)。

既存の欧州特許については, 訴訟に係る欧州特

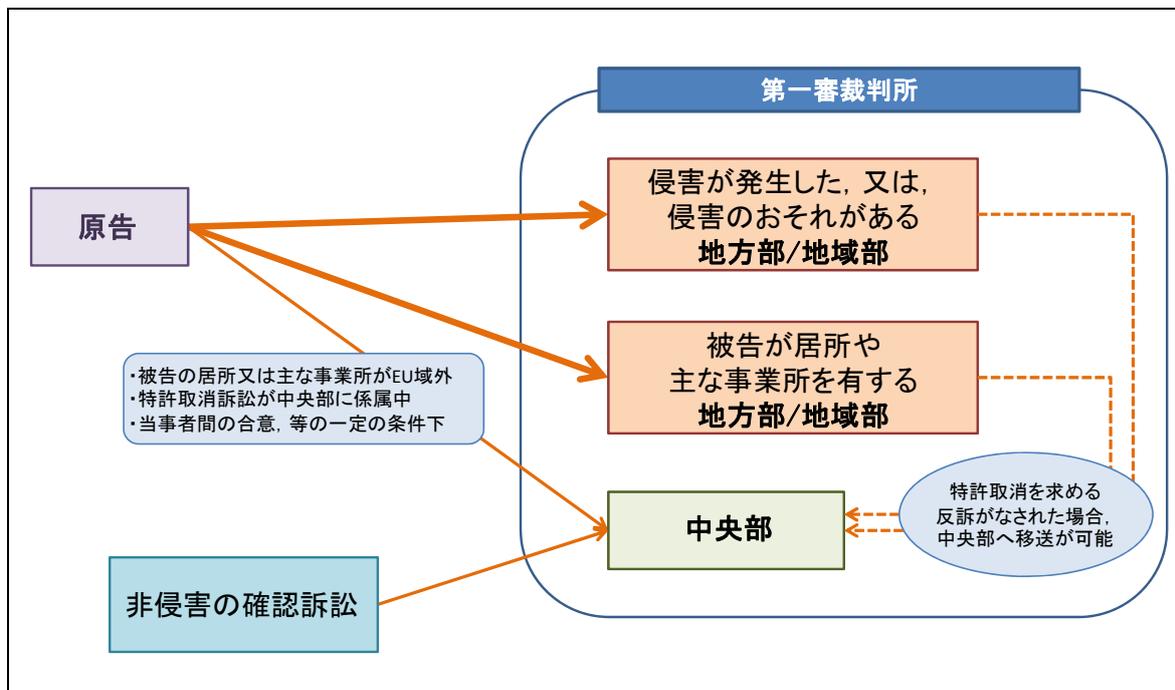
許が効力を有する締約国において, 統一特許裁判所の判決の効力が及ぶこととなる (同第 34 条)。たとえば, 既存の欧州特許を利用して, 英国, ドイツ, フランスの 3 か国において権利を取得した場合においても, 移行期間終了後は, これらの締約国における侵害に対する訴訟は, 必ず統一特許裁判所に対して提起しなくてはならず, その判決は, 英国, ドイツ, フランスの 3 か国において効力を有することとなる。

特許取消訴訟においては, 統一特許裁判所が特許の有効性について判断することとされており, 統一特許裁判所は, EPC 第 138 条 (1) 等に規定される取消理由に基づいて, 完全に又は部分的に特許を取り消すことができる (同第 65 条)。

## 2. 第一審裁判所の裁判管轄 (侵害訴訟)

第一審裁判所には, 中央部, 地方部, 地域部が存在するが, これらの間でどのように役割を分担するかについても活発な議論が行われた。

【図 12 : 第一審裁判所の裁判管轄 (侵害訴訟)】



原則として、侵害訴訟は、実際の侵害が発生したか侵害のおそれがある締約国に設置されている地方部又は当該締約国が参加する地域部（統一特許裁判所協定第 33 条(1)(a)）、又は、被告が居所又は主な事業所を有する締約国に設置されている地方部又は当該締約国が参加する地域部（同第 33 条(1)(b)）において提起される。なお、同一の当事者間において同一の特許に関する侵害訴訟が第一審裁判所のいずれかの部に係属しているときは、他の部に対して侵害訴訟を提起することは認められておらず、仮にそのような訴訟が複数の部に対して提起された場合には、最初の部が裁判管轄を有し、他の部に対する訴訟提起については許容されない旨の宣言がなされる（同第 33 条(2)）。

一方、中央部も一定の条件下において侵害訴訟の裁判管轄を有する。たとえば、被告が EU 域外に居所又は主な事業所を有するときは、前述のとおり実際の侵害が発生したか侵害のおそれがある締約国に設置されている地方部又は当該締約国が参加する地域部に代えて中央部に提起することも可能であり、また当該締約国が地方部を有しておらず、いずれの地域部にも参加していないときは、中央部に対して侵害訴訟が提起されなければならない（同第 33 条(1)）。また、特許取消訴訟が既に中央部に対して係属しているときは中央部に対して侵害訴訟を提起することが可能であることに加え（同第 33 条(5)）、当事者間で合意が得られたときにおいても、中央部を含む当事者が選択する部に対して侵害訴訟を提起することができる（同第 33 条(7)）。さらに、侵害訴訟が地域部に係属している、侵害が 3 以上の地域部の領域で発生しているときは、当該地域部は被告の要請に基づいて、中央部へ事件を移送することとされている（同第 33 条(2)）。

また、侵害訴訟において、特許の取消を求める

反訴がなされた場合には、地方部又は地域部は、(a) 侵害訴訟と取消訴訟の両方を取り扱う、(b) 中央部に反訴（取消訴訟）に係る事件を移送し侵害訴訟を停止又は続行する、(c) 当事者の了解を得て、中央部に侵害訴訟に係る事件を移送する、のいずれかを選択できる裁量を有する（同第 33 条(3)）。侵害訴訟を審理する裁判所が特許の有効性を判断するフランス・英国型（欧州における多数派）と、バイファーケーション<sup>35</sup>と呼ばれる侵害訴訟と特許の有効性を別々の裁判所が取り扱うドイツ型との間で一時は論争が生じていたが、最終的には、各案件に応じて、各裁判所の判断によってどちらの選択肢も可能とすることで決着した。

非侵害の確認訴訟については、中央部に提起されることとされているが、同一の特許に関して同一の当事者間で、地方部又は地域部に対して侵害訴訟が提起された場合には、その地方部又は地域部において審理が行われることになる（同第 33 条(4)）。そして、中央部において継続中の非侵害の確認訴訟は、関連する侵害訴訟の中央部における訴訟開始日から 3 月以内に、地方部／地域部に対して、同一の特許に関する同一の当事者間での侵害訴訟が提起された場合には、中止される（同第 33 条(6)）。

### 3. 第一審裁判所の裁判管轄(特許取消訴訟)

特許権の取消（Revocation）に関する訴訟については、原則として中央部が裁判管轄を有する（統一特許裁判所協定案第 33 条(4)）が、地方部又は地域部が審理中の侵害訴訟において、特許の取消を求める反訴が提起された場合には、地方部又は地域部の裁量により、取消訴訟に係る事件を中央部に移送することなく（バイファーケーションを選択することなく）、地方部又は地域部が特許の有効性に関する判断を行うことが可能とされている

(同第 33 条 (3))。

他方、異議申立については、既存の欧州特許と同様に EPO が審理を行い、EPO の決定に対して統一特許裁判所へ控訴することはできない。

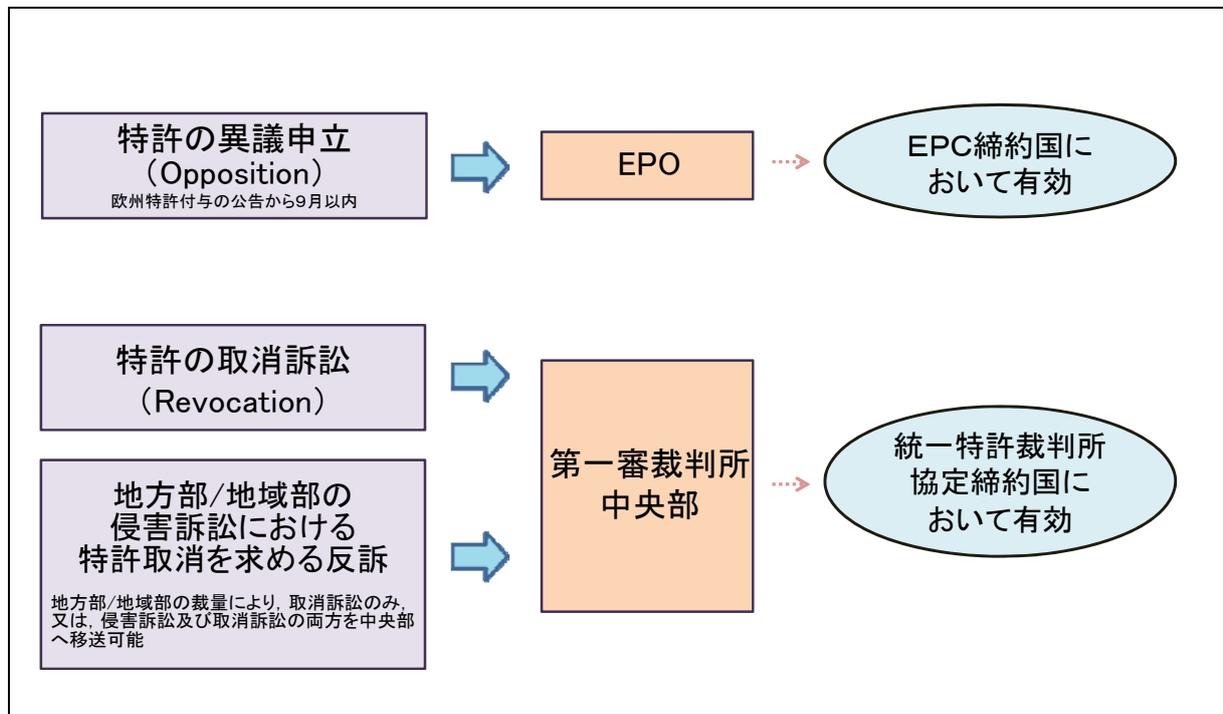
#### 4. 移行措置

移行期間は統一特許裁判所協定の発効後 7 年とされる。本協定により、参加加盟国において有効な特許権を有する者は、単一特許のみならず、従来の欧州特許に関する訴訟についても統一特許裁判所へ提訴することとなるが、その移行期間中は、「適用除外」(opt out)を申請することにより、欧州特許及び SPC に関する侵害訴訟又は特許取消訴訟を各国内裁判所又は他の各国特許庁に対して提起することができる(単一特許については、移行期間中であっても統一特許裁判所へ提訴)。そして、移行期間終了時に国内裁判所で係属中の訴訟は、移行期間終了による影響を受けないとされている。また、統一特許裁判所に対して既に訴訟が

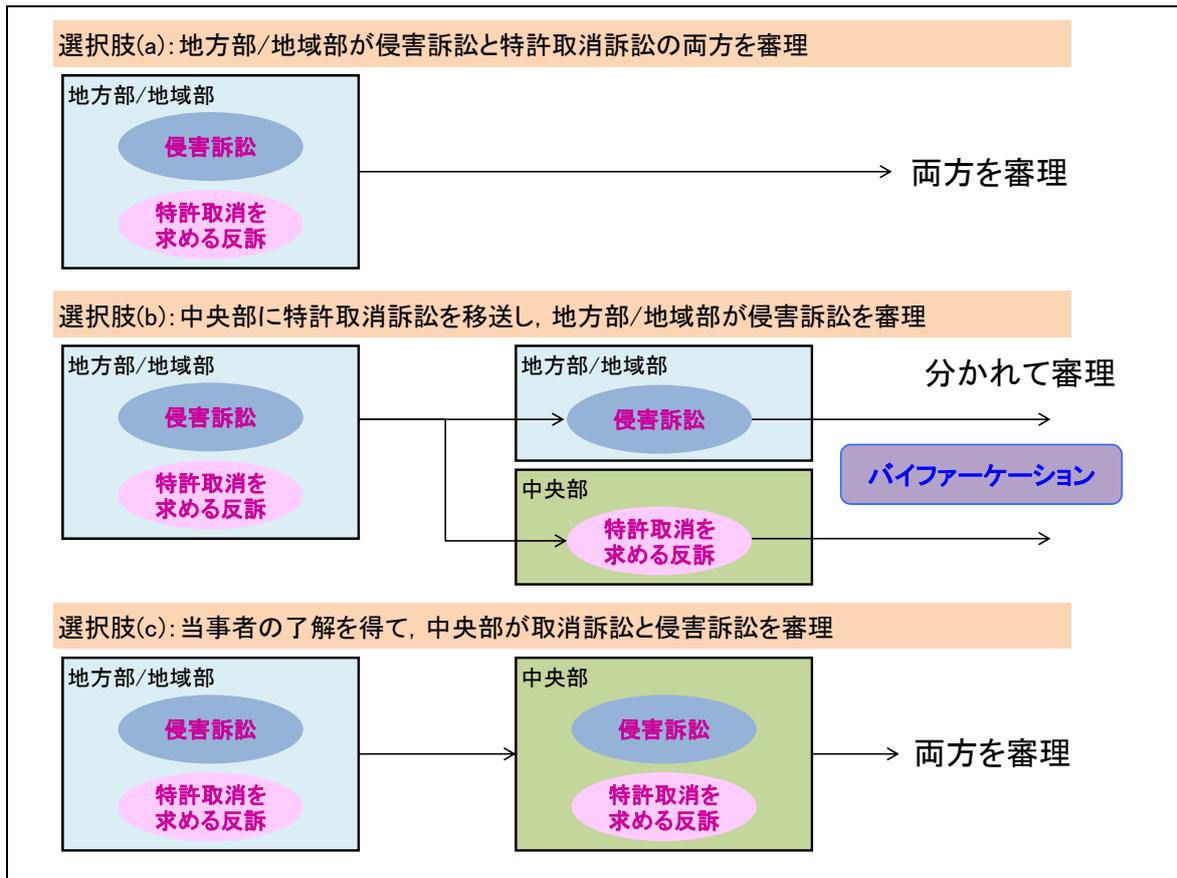
提起された場合を除き、移行期間終了よりも前に付与された又は出願された欧州特許及び SPC の所有者又は出願人は、統一特許裁判所の専属管轄に対する適用除外を受けられる可能性を有している。一方、国内裁判所に対して既に訴訟が提起されていない場合には、適用除外を取り下げることが可能である。さらに、適用除外の申請には、遅くとも移行期間終了の 1 月前までに登記部に通知しなければならない(統一特許裁判所協定第 83 条)。

なお、本協定の発効から 5 年後に管理委員会は本制度の利用者の意見聴取や、依然として国内裁判所に提起されている欧州特許の件数等について調査を行い、管理委員会は 7 年を上限として移行期間をさらに延長することを決定しても良い、とされているため、移行期間は最大で 14 年となる(同第 83 条 (5))。したがって、既存の欧州特許については、従来どおりの国内裁判所へ訴訟を提起する制度から統一特許裁判所の制度へ移行するために、十分な期間が設定されていることになる。

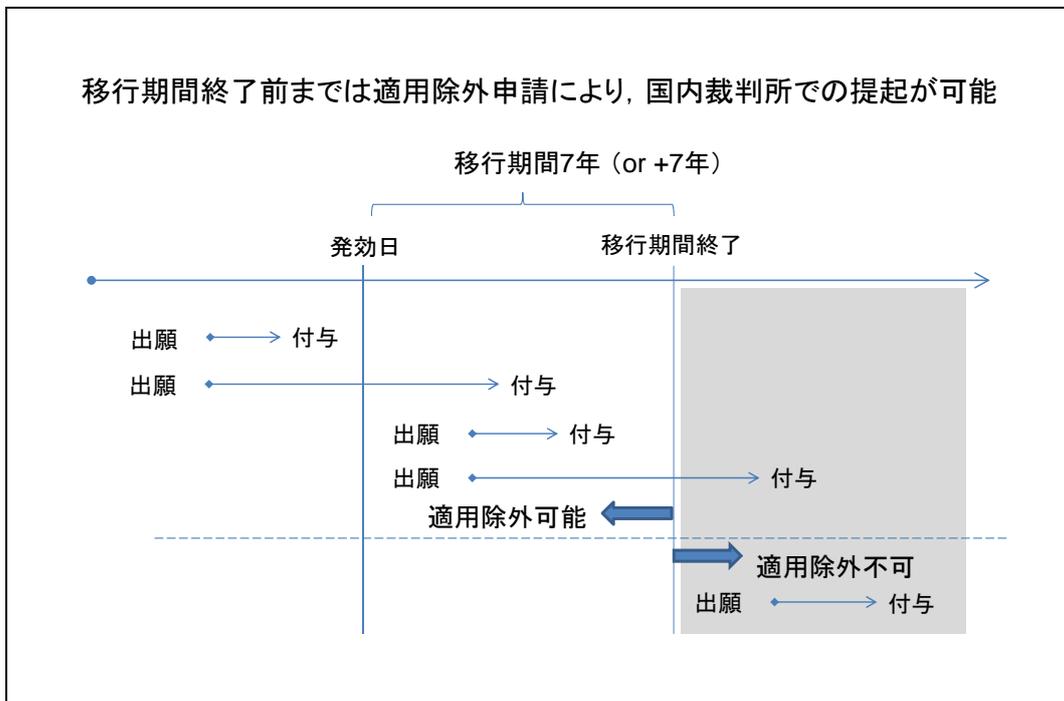
【図 13：第一審裁判所の裁判管轄（特許取消訴訟）】



【図 14 : バイファーケーション】



【図 15 : 移行期間と出願・付与時期の関係】



## 第7章 統一特許裁判所における訴訟 手続

### 1. 侵害訴訟の手続

統一特許裁判所は、損害を受けた当事者の要請があった場合、特許を侵害した侵害者に対し、侵害の結果として発生した損害に見合う賠償金を支払うよう命ずることとされ（統一特許裁判所協定第68条(1)）、また、特許を侵害していることが判明した製品に関して適切な是正措置を講じるよう命ずることができる（同第64条）。

#### (1) 侵害訴訟の提起

原告は、侵害訴訟の提起に際して、原告・被告の氏名・住所等、関係する特許の詳細、事実の説明、事実が特許請求項の侵害を構成する理由、関連文献のリスト等を記載した請求の原因（Statement of claim）を提出する（手続規則案13）。

#### (2) 被告による抗弁書の提出

被告は3月以内に抗弁書を提出する。この際、被告の氏名・住所等、請求が成立しない理由、特許が無効である旨の主張、原告の請求項解釈の妥当性についての反論、関連文献のリスト等を提出する（手続規則案24）。

#### (3) 被告による特許取消の反訴

抗弁に特許が無効である旨の主張を含む場合には、抗弁書は特許取消の反訴を含まなくてはならない。この際、特許の情報、無効となる根拠、事実の説明、証拠の記述、関連文書のリスト等を提出する。加えて、該当する場合、侵害訴訟と反訴を地方部／地域部で行うか、中央部で行うかについて被告の立場を述べることができる（手続規則案25）。

#### (4) 原告による特許取消の反訴に対する抗弁、及び、抗弁書への応答

被告の抗弁書が特許取消の反訴を含む場合、原告は、抗弁書の提出から2月以内に、特許取消の反訴への抗弁を提出しなくてはならず、また、抗弁書への応答を提出することができる。特許取消の反訴に対する抗弁書には、特許取消の反訴が成立しない理由、各請求項がそれぞれ有効である理由、関連文書のリスト等が明記されなくてはならず、該当する場合には、侵害訴訟と反訴を地方部／地域部又は中央部で行うかについて原告の立場を述べることができる。原告による特許取消の反訴への抗弁に対し、被告は、1月以内に再抗弁を行うことができる。

一方、被告の抗弁書が特許取消の反訴を含まない場合には、原告は抗弁書提出から1月以内に抗弁書への応答を提出ことができ、さらに被告は1月以内にその応答に対する再抗弁を行うことができる。ただし、再抗弁の内容は、当該応答の内容に対するものに限定される（手続規則案29）。

#### (5) 請求項・明細書の補正

上記(4)の原告による特許取消の反訴への抗弁には、請求項及び／又は明細書の補正案を包含することができる。必要に応じて、補助請求（Auxiliary request）として複数の請求項の補正案も提出できる。補正案は、特許が付与された言語にて提出することとされるが、特許が付与された言語が訴訟手続の言語と異なる場合には補正案の翻訳を提出し、被告の要請によって特許が被告の居住地の言語による単一特許である場合には補正案の翻訳を提出する。また、補正案が欧州特許としての要件（EPC第84条、第123条(2)及び(3)）を満たすかどうかの説明も提出する（手続規則案30）。

### (6) 被告による補正に対する抗弁

請求項の補正案提出から1月以内に、被告は当該補正案に対する抗弁を提出することとされ、当該補正案に反対する場合にはその理由、及び、特許が維持できない理由も提出する。また、当該補正案が適切なき場合は、被告は特許取消を主張する範囲やその根拠を提出することや、非侵害である旨の主張を提出することができる。

さらに、原告は、1月以内に補正案に対する抗弁への応答をすることができ、被告は、1月以内に原告の応答に対する再答弁を提出することができる。ただし、再抗弁の内容は、当該応答の内容に対するものに限定される（手続規則案32）。

### (7) 期日間整理手続

報告担当判事（Judge-Rapporteur）は、口頭審理に向けて全ての必要な準備を行うこととされ、また、上記（1）～（6）までの書面手続の終了から3月以内に両当事者と期日間整理手続（interim conference）を行う（手続規則案101）。

期日間整理手続において、報告担当判事は、(a) 主要な論点の特定、及び、争いのある関連の事実の決定、(b) それらの論点及び事実に対する両当事者の立場の明確化、(c) スケジュールの設定、(d) 和解の可能性や特許調停仲裁センターの利用の可能性の模索、(e) 適切な場合、更なる答弁、文書、専門家、実験、検査、更なる書面による証拠、口頭による証拠の対象となる事項、及び、証人に対する質問の範囲の提示に関する命令、等ができ、口頭審理の準備に向けて必要と判断する場合には、裁判長との協議の上、合議体のもとで証人や専門家に対して聴取を別途行う命令を出すこともできる（手続規則案104）。

### (8) 口頭審理

口頭審理は、裁判長に主導され、合議体のもとで行われ、原告・被告の口頭陳述の他、期日間整理手続での命令があった場合、証人や専門家に対する意見聴取も行われる。原則として口頭審理は1日で終了する（手続規則案111-117）。

### (9) 判決

統一特許裁判所は、原則として口頭審理の後6週間以内、例外的な場合には口頭審理の直後に、判決を下す。統一特許裁判所は、損害賠償の支払いについて命ずることができるが、損害賠償の額については、訴訟とは別の手続で決定されてもよい。

中央部に特許取消訴訟が別途係属中である場合、侵害訴訟を審理する地方部／地域部は、以下の(a)又は(b)のいずれかの判決を行う。

- (a) 最終的に請求項の全部又は一部が取消にならない、という条件の下で侵害訴訟の判決を下す。
- (b) 関連する特許の請求項が無効になる可能性が高い場合には、特許取消訴訟の最終決定まで侵害訴訟の決定を保留にする。

また、統一特許裁判所は、請求項の全て又は一部を取消とする判決を下すことができる（統一特許裁判所協定第65条、手続規則案118）。

### (10) 是正措置

統一特許裁判所は、特許を侵害していることが判明した製品に関して、及び、適切な場合には当該製品の作製又は製造に主に使用される材料及び装置に関して、適切な是正措置を講じるよう命じることができることとされ（統一特許裁判所協定第64条(1)）、原則として是正措置は侵害者の費用負担において実行される（同条(3)）。具体的な是正措

置としては、(a) 権利侵害の事実の宣言、(b) 商業経路からの製品の回収、(c) 権利を侵害している所有物からの製品の没収、(d) 商業経路からの決定的な排除、(e) 関連する製品及び／又は材料及び装置の廃棄、が含まれる（同条（2））。

**(11) 法的費用の負担**

統一特許裁判所協定第 69 条に基づき、勝訴当事者に発生した費用は、原則として、手続規則に従って規定される上限額までの範囲において敗訴当事者が負担することとされ、また、当事者が部分的にしか勝訴とならなかった場合又は例外的な状況において、統一特許裁判所は、訴訟費用を平等に分担させるか、又は各当事者が自身の費用を負担するよう命じることができる。

**2. 特許取消訴訟の手続**

統一特許裁判所においては、第三者が特許権の取消を求める訴訟を提起することもでき、また、被告（特許権者）は特許取消訴訟の反訴としての侵害訴訟を提起することができる。

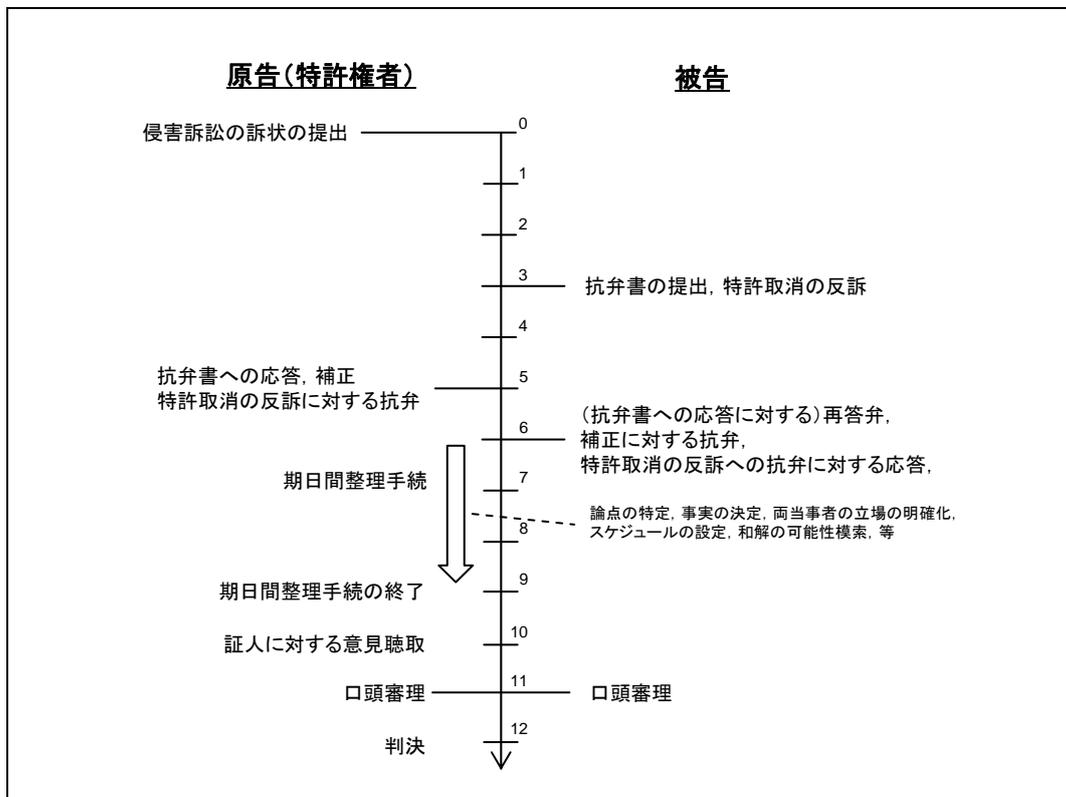
**(1) 特許取消訴訟の提起**

原告は、特許取消の請求に際して、原告・被告の氏名・住所等、関係する特許の詳細、事実の説明、関連文献のリスト等を提出する。また、特許取消を求める範囲を明記する必要がある（手続規則案 45）。

**(2) 被告による抗弁書の提出**

被告（特許権者）は、特許取消の請求から 3 月以内に抗弁を行うとされ、抗弁には補正案や反訴

【図 16：侵害訴訟の手続】



としての侵害訴訟を含むことができる（手続規則案 49）。その後、原告は、抗弁の提出から 1 月以内にこの抗弁に対する応答することができ（手続規則案 51）、被告は、その応答の提出から 1 月以内に再抗弁ができる。ただし、再抗弁の内容は、当該応答の内容に対するものに限定される（手続規則案 52）。

### (3) 被告による侵害訴訟の反訴

被告（特許権者）の抗弁が反訴としての侵害訴訟を含む場合、原告はその後 1 月以内に抗弁を提出できる。被告はさらに 1 月以内にその抗弁に対して応答することができ、原告はその後 1 月以内に再抗弁を提出することができる（手続規則案 56）。

### (4) 期間整理手続、口頭審理、判決

その後、侵害訴訟と同様に、期日間整理手続、口頭審理、そして判決へと進む。

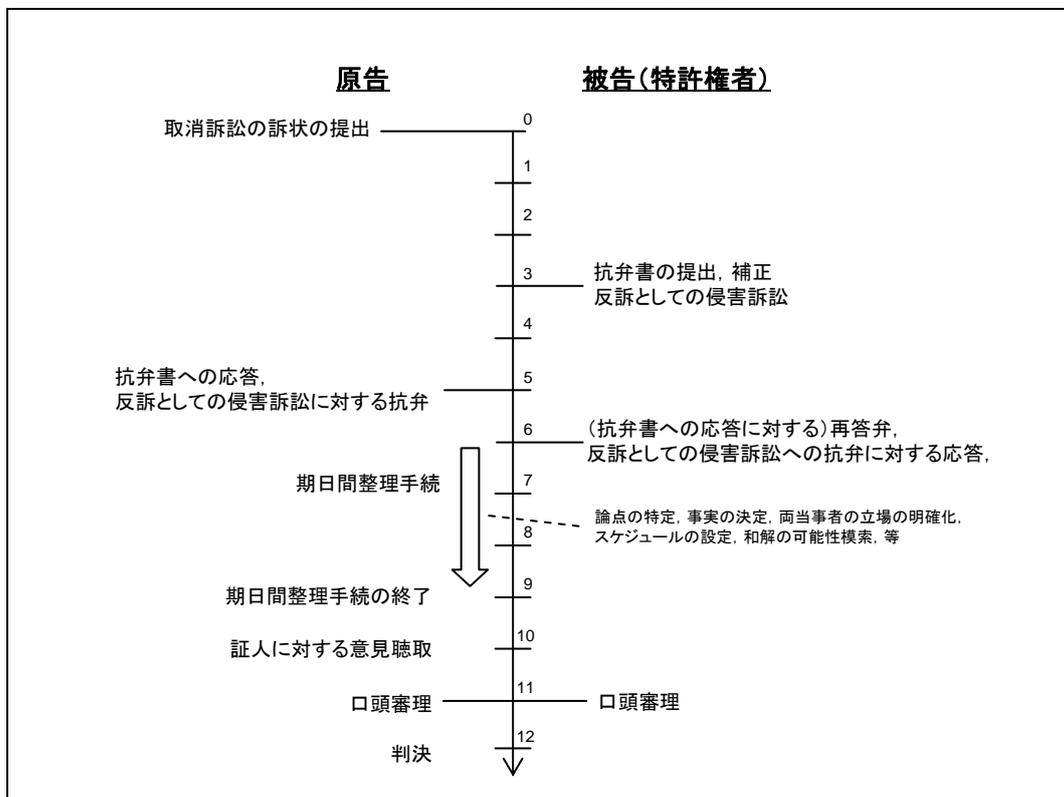
## 3. 非侵害の確認訴訟の手続

統一特許裁判所は、現に行っている行為又は予定している行為が特許侵害を構成しないという旨の宣言をすることができる。非侵害宣言は、特許権者又は実施許諾者がそれらの行為が侵害に該当することを仮定していても、していなくても、特許権者又は実施許諾者に対して非侵害宣言の効力に対する書面での承諾を求めた者が、対象となる行為を書面において全て詳細に提出したにも関わらず、1 月の間に特許権者又は実施許諾者がそのような承諾をしない、もしくは、承諾を拒否した場合において、統一特許裁判所によりなされることとされている（手続規則案 60）。

### (1) 非侵害の確認訴訟の提起

原告は、非侵害宣言の請求に際して、原告・被告の氏名・住所等、関係する特許の詳細、事実の説明、関連文献のリスト等を提出する。また、原

【図 17：特許取消訴訟の手続】



告は、対象とする行為が特許権の侵害を構成しない理由を、法的な議論ならびに請求項の構成の説明と共に提出する（手続規則案 62）。

**(2) 被告による抗弁書の提出**

被告（特許権者）は、非侵害宣言の請求から 2 月以内に抗弁を行う（手続規則案 65）。その後、原告は、1 月以内にこの抗弁への応答をすることができ、さらに、被告は、1 月以内にその応答へ対する再抗弁を行うことができる。ただし、再抗弁の内容は、当該応答の内容に対するものに限定される（手続規則案 67）。

**(3) 被告による侵害訴訟の反訴**

被告による非侵害宣言の請求に対する抗弁には、反訴としての侵害訴訟を提起することもできる（手続規則案 61）。これに対し、原告は、1 月以内

に反訴としての侵害訴訟に対する抗弁をしなくてはならない（手続規則案 67）。

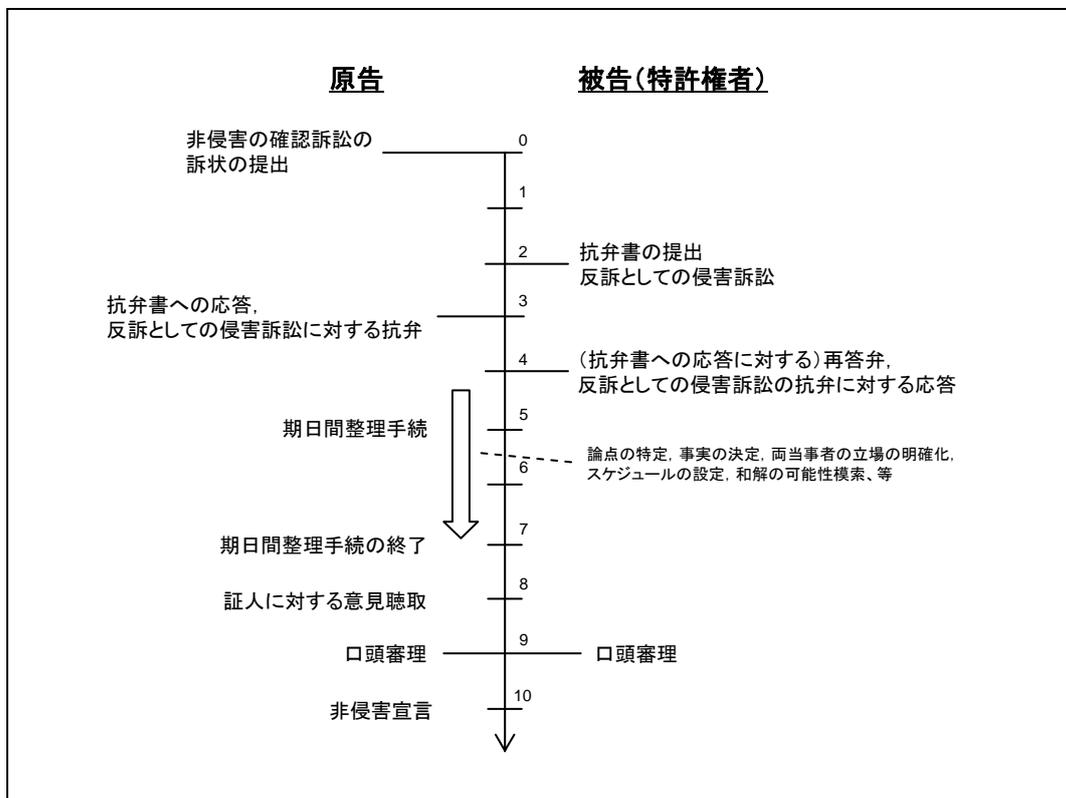
**(4) 期日間整理手続, 口頭審理, 非侵害宣言**

原告は、非侵害宣言の請求の際に、期日間整理手続を求める旨を示すことができる（手続規則案 62）。これに応じて、以後、期日間整理手続, 口頭審理, そして非侵害宣言へと手続が進められる。

**(5) 侵害訴訟の提起による手続中止**

中央部において係属中の非侵害の確認訴訟は、訴訟開始日から 3 月以内に地方部/地域部に対して同一の特許に関する同一の当事者間での侵害訴訟が提起された場合には、中止されるとされており（統一特許裁判所協定第 33 条 (6)）、たとえ非侵害の確認訴訟が提起された後であったとしても、被告（特許権者）の意志に基づいて地方部/地域

【図 18 : 非侵害の確認訴訟の手続】



部に侵害訴訟を提起することが可能である。

#### 4. 証拠保全の手続

効果的な権利行使手段のひとつとされる証拠保全は、フランスやベルギー等において古くより活用されており<sup>36</sup>、現在は、エンフォースメント指令（2004/48/EC）<sup>37</sup>の第7条において証拠保全手続が規定されており、同条に基づいて各EU加盟国の国内法令の調和が図られている。統一特許裁判所においても、統一特許裁判所協定第60条及び手続規則案192-199に証拠保全に関する規定が存在しており、訴訟開始後の証拠保全のみならず、本案訴訟の開始前の証拠保全も可能とされている。

また、措置の遅滞により特許権者に回復不能な損害が発生する場合、又は、証拠が隠滅されることを実証するに足るリスクが存在する場合には、必要な場合には、被申立人を審問することなく証拠保全の措置がとられる（同第60条（5）、手続規則案197）。

##### （1）証拠保全の申請

申立人（特許権者）は、特許侵害に関する本案訴訟を行う統一特許裁判所の部に対して証拠保全の申請を行うことができる。申請は、申立人・被申立人の情報に加えて、証拠保全の手段、証拠保全を行う正確な場所、迅速な証拠保全が必要な理由、申請内容を裏付ける事実等、を包含する。被申立人の審問をせずに証拠保全命令を発することを申立人が希望する場合には、申立人は、その理由も申請に含めることとし、また、その決定に際して裁判所に対して影響があると思われる事項を開示する義務を有する（手続規則案192）。

##### （2）証拠保全申請の審理

統一特許裁判所は、証拠保全申請に関する決定

に影響を与えない範囲において、申請内容を被申立人に通知した上で指定期間内に被申立人が反論する機会を与え、さらに両当事者を口頭審理に召喚するか、被申立人の同席なく申立人のみを口頭審理に召還する裁量を有する。この際、統一特許裁判所は、事案の緊急性、被申立人の審問を行わずに証拠保全を行う理由の妥当性、証拠が破壊又は逸失される可能性を考慮に入れなくてはならない。裁判長は、裁判長自身、報告担当判事、他の1人の判事、又は、当事者判事（Standing Judge）のいずれが、証拠保全命令に関する決定を下すかを定めることができる。

裁量により申請内容が被申立人に通知されるとの決定がなされた場合、統一特許裁判所は被申立人への通知に先立ち申立人に申請を取り下げの選択肢を提供し、取り下げた場合、申立人は、申請及びその内容を機密扱いとするよう統一特許裁判所に要請することができる。

非常に緊急性を有する場合、申立人は方式審査を経ることなく、裁判長に指名された当事者判事に対して申請可能であり、この当事者判事は、申請後の手続について決定する（手続規則案194）。

##### （3）証拠保全命令

統一特許裁判所は、サンプル押収を伴う又は伴わない詳細な記述による証拠の保全、侵害疑義品の物理的な差押え、侵害疑義品を製造・頒布することに用いられた材料及び装置と関係する文書の物理的な差押えを命令することができる。ただし、秘密情報の保護のため、統一特許裁判所は指名した者のみに開示することを命令するか、又は非開示の対象とすることができる。また、証拠保全命令には、証拠保全の成果が同案件に係る本案訴訟手続の中のみで使用されることが明示される（手続規則案196）。

(4) 証拠保全命令の執行

証拠保全命令は即時に執行することとされ、統一特許裁判所は、執行時の条件や申立人の代理人、申立人により提供されるべき担保等の執行条件を定めることができる。また、証拠保全命令は、証拠保全手段を執行し指定された期日までに報告書を提出する者を特定することとされ、その者は、専門知識を有し、独立かつ公平でなくてはならず、執行官 (bailiff) 又は執行官に補佐された者であってもよい。申立人の雇用者や責任者は執行に立ち会うことはできない (手続規則案 196)。

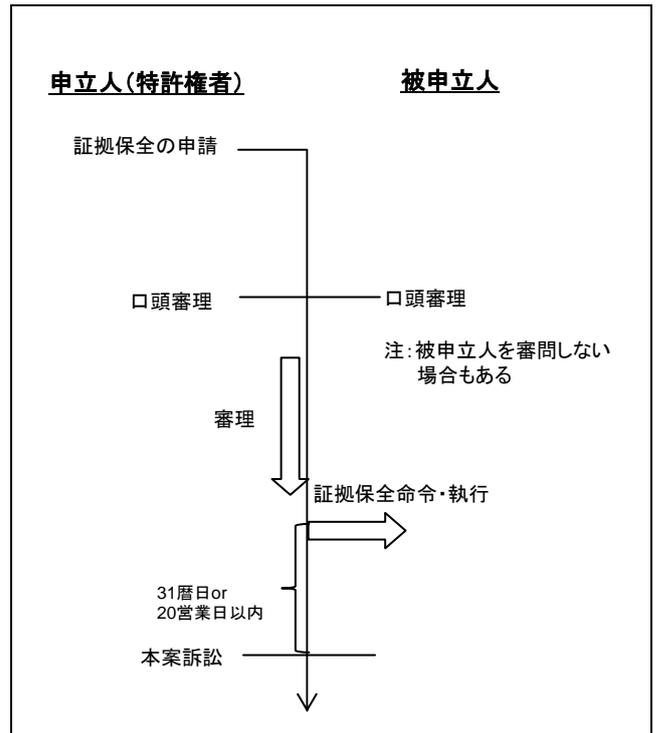
(5) 被申立人を審問しない場合の特例

被申立人に審問せず証拠保全命令が下される場合、証拠保全の執行から 10 営業日以内に被申立人は証拠保全命令の見直しを要求できる。この要求には証拠保全命令が取消又は修正されるべき理由とその根拠事実・証拠を付記する。統一特許裁判所は、直ちに口頭審理を行い、証拠保全命令を取消・修正するか又は維持する確認を行う (手続規則案 197)

(6) 証拠保全命令の取消

証拠保全命令が下されてから 31 暦日又は 20 営業日の長い方までに申立人が本案訴訟の手続を開始しないときは、被申立人の要請に基づき、証拠保全命令は取り消されるか又は効力を失う。証拠保全命令が取消又は失効した場合、もしくは、特許の侵害又は侵害のおそれがないことが事後的に判明した場合、統一特許裁判所は、被申立人の要請に基づき、申立人が被申立人に対して証拠保全手段によって生じた全ての損害に対する補償を提供するよう命ずることができる (手続規則案 198)。

【図 19 : 証拠保全の手続】



5. 暫定的な差止命令(仮差止命令)の手続

統一特許裁判所協定第 62 条には、差し迫った侵害を防ぐため、被疑侵害者又は被疑侵害者が利用している仲介者に対して、統一特許裁判所が暫定的な差止命令 (以下「仮差止命令」) を発することができる旨、規定されている。損害の回復が危うくなる可能性が高い状況であることを申立人が実証した場合、統一特許裁判所は、銀行口座その他の資産の封鎖など、被疑侵害者の動産及び不動産の予防的な差押えを命令することができ (同条 (3)), また、措置の遅滞により特許権者に回復不能な損害が発生する場合、又は、証拠が隠滅されることを実証するに足るリスクが存在する場合には、証拠保全の措置と同様に、被申立人を審問することなく仮差止の措置を命ずることができる (同条 (5))。

### (1) 仮差止の申請

申立人（特許権者）は、統一特許裁判所における特許侵害に関する本案訴訟の開始前又は開始後に、仮差止の申請を行うことができ、申請は、申立人・被申立人の情報に加えて、要請する仮差止の措置、仮差止が必要な理由、申請内容を裏付ける事実、本案訴訟の提起に関する正確な記述等を包含する。また、申立人は、被申立人審問せずに仮差止を執行することを希望することができる（手続規則案 206）。

### (2) プロテクトイブ・レター

仮差止の被申立人になる可能性がある者は、統一特許裁判所に対して防御のための書簡「プロテクトイブ・レター（Protective Letter）」を提出することとされ、これには、仮差止申請が拒絶されるべき法的論拠や該当する特許が無効であるとの主張及びその根拠などを含めることができる。

プロテクトイブ・レターは、登記部で方式審査がなされた後、可能な限り速やかに全ての地域部／地方部にその詳細内容が伝えられるが、既に仮差止申請がなされている場合においては、その申請を審理する合議体又は1名の判事に同レター提出について通知される。また、事後的に仮差止が申請されたときは、その写しが合議体又は1名の判事、及び、申立人に送付される。同レターは、提出から6月の間有効であるとされているが、延長も可能である（手続規則案 207）。

### (3) 審理・決定を行う合議体／判事

登記部は、申請の方式審査を行い、またプロテクトイブ・レターの有無も確認する。本案訴訟が未だ提起されていない場合、申請は本案訴訟を担当する合議体又は単一の判事に回付されるが、緊急の場合、裁判長は、裁判長自身又は経験を有す

る判事のいずれかを単一の判事として決定することができ、その判事はより短期間に申請に関して決定することができる。一方、本案訴訟が既に提起されている場合、申請は直ちに担当の合議体又は単一の判事に回付され、緊急の場合、裁判長は、裁判長自身又は報告担当判事のいずれかを単一の判事として決定することができ、その判事はより短期間に申請に関して決定可能とするよう決定することができる（手続規則案 208）。

### (4) 仮差止申請の審理

統一特許裁判所は、仮差止申請に関する決定に影響を与えない範囲において、申請内容を被申立人に通知した上で指定期間内に被申立人が反論する機会を与え、さらに両当事者を口頭審理に召喚するか、被申立人の同席なく申立人のみを口頭審理に召還する裁量を有する。この際、統一特許裁判所は、EPOの異議申立や他の裁判所の訴訟における特許の有効性、事案の緊急性、被申立人の審問を行わないとする理由の妥当性、プロテクトイブ・レターの有無を考慮に入れなくてはならない。被申立人からプロテクトイブ・レターが提出されているときは、両当事者を口頭審理へ召喚することが検討される。

非常に緊急を要する場合には、裁判長により指名された当事者裁判官が即時に仮差止の決定を下すこともできる（手続規則案 209）。

### (5) 仮差止の決定

統一特許裁判所は、被申立人に対する差止、侵害疑義品の差押えと引渡し、そして、申立人が損害回復のリスクを実証した場合には動産・不動産の差押えや銀行口座・資産の凍結の決定を下すことができる。かかる決定に際して、統一特許裁判所は、申立人が特許権者であること、特許が有効

であること、及び、申立人の権利が侵害されている又は侵害が差し迫っていることについて十分な程度の確実性があることを満たす必要がある。また両当事者の利益を比較衡量する。申立人に対し妥当な担保の提供を命令することもできる（手続規則案 211）。

(6) 被申立人を審問しない場合の特例

遅延することにより回復不能な損害が生じる可能性が高い場合、統一特許裁判所は被申立人の審問をすることなく仮差止命令を下すことができる。その場合、被申立人は、仮差止命令の決定の通知を遅滞なく、遅くともその執行時まで受領することとされ、被申立人は、見直しを要求することができる（手続規則案 212）。

(7) 仮差止の決定の取消

仮差止の決定から 31 暦日以内に申立人が本案訴訟の手続を開始しないときは、被申立人の要請

に基づき、仮差止の決定は取り消されるか又は効力を失う。仮差止の決定が取消又は失効した場合、もしくは、特許の侵害又は侵害のおそれがないことが事後的に判明した場合、統一特許裁判所は、被申立人の要請に基づき、申立人が被申立人に対して仮差止によって生じた全ての損害に対する補償を提供するよう命ずることができる（手続規則案 213）。

第8章 企業の知財戦略に与える影響

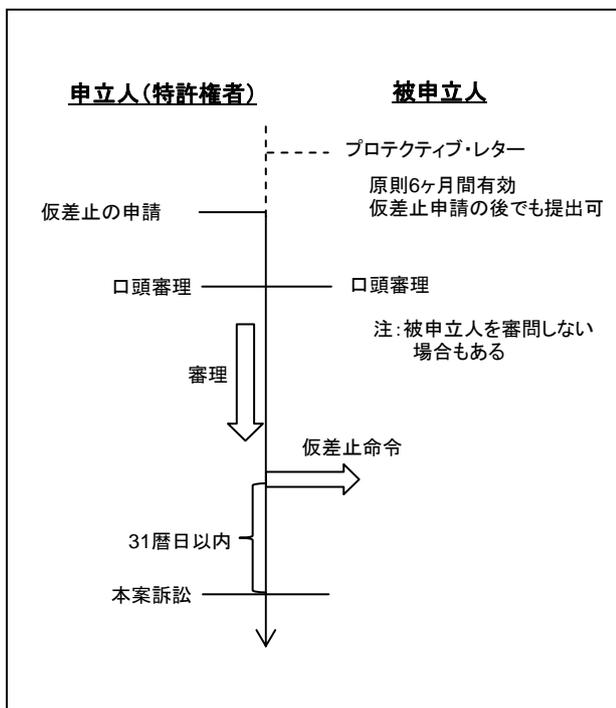
1. 出願戦略に与える影響

単一特許と統一特許裁判所の実現によって、一元的な権利取得と権利行使が可能となり、手続や費用の緩和が期待される一方、欧州においては、各国への個別出願、既存の欧州特許、単一特許という 3 つの出願ルートが併存することとなるため、欧州でビジネスを展開する上で、目的に応じてこれらの出願ルートを選択することが必要となり、従来よりも更に出願戦略の検討が難しくなることも予想される<sup>38</sup>。そこで、出願戦略を検討する際に考慮すべき事項を紹介することにしたい。

単一特許においては、ロンドンアグリーメントと比較しても更に翻訳負担が軽減されるというメリットがあるため、たとえば、多くの EU 加盟国で権利を取得したい場合には、翻訳費用の軽減効果が期待できる。また、登録後も、EPO が一元的に管理を行うため、各国の特許庁に対して別々に手続や料金の支払いを必要がない。肝心の料金に関しては、公式な情報が出されていないため、現時点でのコスト比較は困難であるが、権利を取得したい国の数が多い程、より高いコスト削減効果が見込まれる。

ただし、第 4 章 4. で述べた最大 12 年の移行措置がある間は、日本の出願人は、例えば英語で手続を行い、明細書を用意することに加え、明細書を更に英語以外の EU の公用語へ翻訳して提出

【図 20：仮差止の手続】



する必要があるため、逆にコスト増加要因も存在することに留意すべきである。

他方、統一特許裁判所の地方部や地域部において特許訴訟経験が十分ではない判事によって審理が行われる場合のリスクは、ユーザーの最大の懸念でもある。特許権者の立場からすると、とりわけ侵害訴訟事件において特許権の取消を求める反訴がなされ、十分な根拠に基づかずに特許取消と判断されてしまった場合には、全ての統一特許裁判所協定の締約国において特許が無効となってしまうため、既存の欧州特許と比較すると、権利を失うリスクが大きくなる点についても考慮する必要がある。特に、製薬分野においては、1件の特許の価値が極めて高い場合があるため、そのようなリスクを回避する観点から、各国毎に別々に国内特許を取得するリスク分散型の出願戦略が望ましいとする意見もある。

また、従来からも、各国への個別出願と欧州出願との比較の際に一般的に検討されている事項ではあるが、進歩性、補正、分割等の要件におけるEPOと各国特許庁との審査実務の差異に着目することも一案であろう。

## 2. 訴訟戦略に与える影響

一元的な訴訟システムが実現したことによって、欧州の複数の国で侵害が生じているような場合であっても各国で侵害訴訟を提起する必要性がなくなるというメリットが期待できる。また、単一特許のみならず、既存の欧州特許についても統一特許裁判所による判決は指定した全ての協定締約国に及ぶこととなるため、一度の訴訟手続によって広範囲な権利行使が可能となる。

ただし、移行期間中については、統一特許裁判所又は国内裁判所のいずれかを選択することが可能であるため、統一特許裁判所の訴訟手続にか

かる費用や期間を十分に考慮することが賢明であり、その際には訴訟における手続言語にも留意する必要もある。また、従来より、欧州においては、製薬等の一部の技術分野を除き、英国やドイツ等の1~2か国のみで侵害訴訟を提起し、そこで得た裁判の結果に基づいて侵害が生じている他の国については和解するという実務が定着している<sup>39</sup>こともあり、既存の訴訟システムにおいて必ずしも侵害が生じている全ての国で訴訟を提起する必要がないとも言われていることから、移行期間中においては国内裁判所を継続して利用するユーザーも多いとする見方もある。

加えて、CJEUは、2012年7月12日に既存の欧州特許についてクロスボーダーの（国境を越えた）暫定的救済措置を一部認める注目判決<sup>40</sup>を下している。同判例が今後の実務にどのような影響を与えるか注目が集まっているところではあるが、既存の欧州特許についても限定的ながらクロスボーダーの権利行使が可能となったことで、EUの複数国における特許権侵害に対するより効率的な手続の実現が期待される。

一方、被擬侵害者の立場からの訴訟戦略として、統一特許裁判所協定においては、イタリアン・トルピード<sup>41</sup>のような戦略はもはや採用できないような制度設計がなされている。すなわち、非侵害の確認訴訟を提起できるのは中央部のみであり、地方部や地域部へ提訴することは制度上認められていない上に、非侵害の確認訴訟が開始されてから3月以内であれば、特許権者の選択に基づいて地方部や地域部へ侵害訴訟を提起して、中央部での非侵害の確認訴訟を中止することが可能となっている。

さらに、第4章3.(3)で述べた特別規定が存在するため、被擬侵害者が中小企業、自然人、非営利団体、大学及び公的研究機関が、それらが居

住する参加加盟国の公用語への翻訳が提供される前に単一特許を侵害していたことを知らずに、あるいは知るための合理的な理由なく侵害行為をしていた場合には、単一特許の権利者等が十分な権利行使をできない可能性があることについて留意する必要もある。

### 3. 訴訟地の選択

第6章2.において紹介したとおり、基本的に侵害訴訟を提起できるのは、侵害が生じた場所や被告の居住地のある統一特許裁判所協定の締結国の地方部／地域部である。そして、従来より、製薬、通信、IT、機械等の多くの技術分野において、複数の国で侵害が生じるケースが多かったことから、統一特許裁判所が創設された後も、特許権者が侵害訴訟を提起する際には戦略的かつ適切に訴訟地を選択していくことが必要となる。

しかしながら、従前と同様に、競合企業の多いドイツ、フランス、英国、オランダ等での訴訟が多いという傾向に大きな変化はないだろうと多くのユーザーが予想している。これらの国においては、判事の特許訴訟経験が豊富であることや、慣れ親しんだ弁護士を利用できるという観点からも、少なくとも当面の間は現在と同様の訴訟地を選択する傾向が継続するとも考えられている。

また、統一特許裁判所協定及び手続規則案からも理解できるように、訴訟手続については判事の裁量に委ねられている部分が多く、とりわけ、バイファークーションについては、案件毎に判事が判断することになるため、たとえばドイツ出身の判事は従前のドイツ方式、フランスや英国出身の判事は従前のフランス・英国方式で訴訟手続を進行する可能性も高いと言われている。このような審理の進め方の違いについても、訴訟地を選択する際の判断材料になることが予想される。

もうひとつの検討要素として、英語での訴訟手続に魅力を感じるユーザーにとっては、英国を選択する動機付けになるかもしれない。

### 4. 事業戦略に与える影響

欧州全域で権利取得する場合には、権利取得や権利行使のコストが削減できるため、企業にとっては、欧州全域でより安定的なビジネスを展開できることが期待される。特に、多くの日系企業が製造拠点を有し、また、市場規模も拡大傾向にあるポーランド<sup>42</sup>、ハンガリー<sup>43</sup>、チェコ<sup>44</sup>等の東欧諸国においても、一元的な特許制度の実現によって安定的なビジネス展開が可能になることで、多くの日系企業にとっても好影響が期待できる。

一方で、訴訟制度が効率化すると共に、パテントトロールのような特許不実施企業（NPE）から訴訟を提起されるリスクが高まるとする意見も散見される。英国を中心とする一部の産業界<sup>45</sup>からは、バイファークーションが特許権者に対して過度に有利であることから、安定的な事業を実施する上で、バイファークーションによって生じるリスクに対する批判が根強い。

新たな制度である単一特許と統一特許裁判所の実現によって、欧州における日系企業のビジネス展開にも影響を及ぼすことが考えられるところ、移行期間中の状況も見極めながら対応を検討していくことが必要であろう。

※本稿は、川俣・山崎・竹下の筆者個人の資格で執筆したものであり、特許庁又はプラスロー特許商標事務所としての公式見解等を述べたものではありません。また、記載内容については、執筆時点での最新の情報に基づいてできる限り正確にするよう十分に留意しているものの、情報の正確性の確認及び採否は、皆様の責任と判断で行って

いただくようお願い致します。本稿によって提供される情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、筆者はその責任を負いません。

## 注)

- <sup>1</sup> 欧州知的財産ニュース2007年3～4月号「欧州委員会、欧州特許制度の改善に関するビジョンを公表」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_018.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_018.pdf)) ; 特許研究No. 44 (2007年9月)「欧州における特許制度の強化」(<http://www.inpit.go.jp/content/100030585.pdf>)
- <sup>2</sup> 欧州連合司法裁判所 (CJEU) の前身であり、2009年12月1日のリスボン条約発効の際に名称が変更された。
- <sup>3</sup> European Parliament Resolution on future patent policy in Europe, B6-0522/2006/P6-TA-PROV(2006)0416, 及び欧州知的財産ニュース2008年5～6月号「欧州統一司法制度の議論の現状」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_026.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_026.pdf))
- <sup>4</sup> 欧州知的財産ニュース2009年11～12月号「EU競争力理事会、欧州及びEU特許裁判所の設置及びEU特許につき部分合意」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_035.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_035.pdf))
- <sup>5</sup> 欧州知的財産ニュース「欧州議会、欧州単一効特許の法的枠組みを賛成多数で採択」(2012年12月11日) (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20121211.pdf>)
- <sup>6</sup> 12月17日付のEU理事会によるプレスリリース (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st17/st17824.en12.pdf>) ; 単一特許規則に関するEU理事会の投票結果 (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st17/st17878.en12.pdf>) ; 翻訳言語規則に関するEU理事会の投票結果 (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st17/st17882.en12.pdf>)
- <sup>7</sup> 欧州知的財産ニュース「EUの24カ国、統一特許裁判所協定に署名」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130219\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130219_1.pdf))
- <sup>8</sup> EU官報L361/1～8 (2013年12月31日) (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:361:0001:0008:EN:PDF>) ; 日本語仮訳についてはJETROウェブサイト参照 ([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130122\\_1\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130122_1_1.pdf))。
- <sup>9</sup> EU官報L361/89～92 (2013年12月31日) (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:361:0089:0092:EN:PDF>) ; 日本語仮訳についてはJETROウェブサイト参照 ([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130122\\_1\\_2.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130122_1_2.pdf))。
- <sup>10</sup> 署名された統一特許裁判所協定及び裁判所規程の全文については以下参照 (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st16/st16351.en12.pdf>) 及び (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st16/st16351-co01.en12.pdf>) ; 日本語仮訳についてはJETROウェブサイト参照 ([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130219\\_2.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130219_2.pdf))。
- <sup>11</sup> EUの新しい基本条約であり、欧州理事会常任議長創設、外務・安全保障政策上級代表の創設、機構・制度の効率化、EUの政策領域拡大等の特徴とする。また、民主的統制強化の観点から欧州議会の立法権限が強化された。

参考：リスボン条約の概要 (2009年12月JETRO調査レポート) (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/07000253>)

- <sup>12</sup> 欧州知的財産ニュース「EU競争担当相理事会、25の加盟国によるEU特許の枠組創設を承認」(2011年3月10日) (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110310.pdf>)
- <sup>13</sup> 欧州知的財産ニュース「イタリアとスペイン、25の加盟国による欧州単一特許の枠組創設に関しCJEUへ提訴」(2011年6月4日) (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110604.pdf>) ; スペインによる提訴内容 (C-274/11) についてはEU官報C219 (2011年7月23日)を参照 (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:219:0012:0013:EN:PDF>) ; イタリアによる提訴内容 (C-295/11) についてはEU官報C232 (2011年8月6日)を参照 (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:232:0021:0022:EN:PDF>)
- <sup>14</sup> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62011CC0274:EN:NOT#>
- <sup>15</sup> 欧州知的財産ニュース「欧州連合司法裁判所、欧州および共同体特許裁判所のEU条約適合性について判示」(2011年3月9日) (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110309.pdf>)
- <sup>16</sup> EUの政治的意思決定機関であり、加盟国の国家元首や政府首脳、欧州理事会議長及び欧州委員会委員長から構成される。立法権限を有するEU理事会とは異なる。(駐日欧州連合代表部のウェブサイト<http://www.euinpan.jp/union/institution/council-01>参照)
- <sup>17</sup> 欧州知的財産ニュース「欧州理事会、統一特許裁判所の中央部をパリに設置することに合意」(2012年6月30日) (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120630.pdf>)
- <sup>18</sup> 政府機関等から公式に公開されたものではないが、執筆時点において非公式に公開されている2013年1月31日の手続規則第14次案に基づいて本稿(特に第7章)を執筆した。( [http://www.upc.documents.eu.com/PDFs/2013-01-31\\_Rules\\_of\\_Procedure\\_Draft\\_14\\_\(15829021\\_1\).pdf](http://www.upc.documents.eu.com/PDFs/2013-01-31_Rules_of_Procedure_Draft_14_(15829021_1).pdf))
- <sup>19</sup> 正式名称は、「民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認と執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則 (EC) 1215/2012」。EU域内の国際裁判管轄を規定するものであり、2012年12月12日付で改正が行われている。( <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:351:FULL:EN:PDF>)
- <sup>20</sup> [http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-12-971\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-971_en.htm?locale=en)
- <sup>21</sup> 「統一特許裁判所の運用開始へ向けた準備に関する協定締約国の宣言 (DECLARATION OF THE CONTRACTING MEMBER STATES CONCERNING THE PREPARATIONS FOR THE COMING INTO OPERATION OF THE UNIFIED PATENT COURT)」(<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/13/st06/st06572.en13.pdf>)
- <sup>22</sup> たとえば、欧州特許弁護士協会 (EPLAW) は、2011年10月29日付けで同趣旨の決議書 (<http://www.eplaw.org/Resolutions.asp>) において単一特許規則案(旧)第6～8条の削除を要請していた。
- <sup>23</sup> 欧州知的財産ニュース「ビジネスヨーロッパ、統一特

- 許裁判所の条文案に関し懸念を表明」(2011年10月27日)([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20111027\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20111027_1.pdf))
- <sup>24</sup> 欧州知的財産ニュース「EU議長国キプロス、「欧州単一特許ゴールに近づく」と報じる」(2012年11月22日)(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20121122.pdf>)
- <sup>25</sup> 単一特許規則案及び翻訳言語規則案に付属の欧州委員会作業文書「影響の評価 (IMPACT ASSESSMENT)」(SEC(2011) 482 final) の第14頁参照。( [http://ec.europa.eu/internal\\_market/indprop/docs/patent/sec2011-482-final\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/sec2011-482-final_en.pdf) )
- <sup>26</sup> 欧州知的財産ニュース「アイルランド、ロンドンアグリメントに加入」(2012年9月17日)(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120917.pdf>)
- <sup>27</sup> ロンドンアグリメントの概要については、以下参照。欧州知的財産ニュース2006年10月号「ロンドンアグリメントの批准・加入についての最近の状況」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_021\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_021_1.pdf))  
EPOウェブサイト「Agreement on the application of Article 65 EPC – London Agreement」(<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/london-agreement.html>)
- <sup>28</sup> EU公用語は次の23言語。ブルガリア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語。
- <sup>29</sup> 以下の欧州知的財産ニュースを参照。  
「欧州特許庁、Googleとの協力による機械翻訳サービスの提供を開始」(2012年3月1日)(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120301.pdf>) ;  
「欧州特許庁、Googleと機械翻訳の長期的な連携協定に合意」(2012年3月27日)(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110327.pdf>)
- <sup>30</sup> 欧州知的財産ニュース「EU25か国、統一特許裁判所の一部設置場所につき合意」(2011年12月7日)(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20111207.pdf>)
- <sup>31</sup> 上記脚注17を参照
- <sup>32</sup> 欧州知的財産ニュース2009年9～10月号「フランス、知的財産の裁判管轄を集中へ」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_034.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_034.pdf))  
また、フランスの知財制度については「知られざる知財大国フランス」(特許懇第260号)を参照。( <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/260/260tokusyuu5.pdf> )
- <sup>33</sup> 各EU加盟国の単一特許への参加状況、及び、統一特許裁判所協定への署名・批准の状況については、欧州委員会のウェブサイトに最新動向が掲載されている。( [http://ec.europa.eu/internal\\_market/indprop/patent/ratification/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/ratification/index_en.htm) )
- <sup>34</sup> EU においては、医薬品や農薬等についての市場への販売認可 (MA: Market Authorization) の手続に起因して特許権の行使が妨げられた場合等に、補完的保護証明書 (SPC: Supplementary Protection Certificate) が与えられ、販売認可の手続に要した期間に対応して最高で5年を限度とする存続期間の延長が可能であることが「医薬品の補完的保護証明書に関する2009年5月6日の欧州議会及び理事会規則 ((EC) 469/2009)」及び「植物保護製品の補完的保護証明書に関する1996年7月23日の欧州議会及び理事会規則 ((EC) 1610/96)」によって規定されている。
- <sup>35</sup> Bifurcation。侵害訴訟と無効訴訟が別々の裁判所で審理されること。たとえば、ドイツにおいては、侵害訴訟は地方裁判所に提起するのに対し、無効訴訟は連邦特許裁判所に提起することとされており、別々に審理が行われる。オーストリアやポーランド等の一部の東欧諸国もバイファーケーションを採用している。他方、フランスや英国等の多数のEU加盟国においては、訴訟侵害の中で特許無効が主張されれば同一の裁判所が共に判断を行うとされており、欧州各国の訴訟制度において取扱が異なっている。
- <sup>36</sup> 「欧州での特許訴訟戦略とフランス起源の証拠保全手段 (Seizure)」(日本国際知的財産保護協会月報第55巻第11号第778～785頁)
- <sup>37</sup> エンフォースメント指令の概要と日本語仮訳については欧州知的財産ニュース創刊号を参照。  
「EUエンフォースメント指令の成立について」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_001\\_6.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_001_6.pdf)) ;  
「知的財産権の執行を確保するための手段および手続きに関する欧州議会および欧州理事会の指令」([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_001\\_7.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_001_7.pdf))  
ただし、現在は改正に向けた検討が進められている。欧州知的財産ニュース「欧州委員会、エンフォースメント指令に関するパブコメ及び公聴会の結果を公表」(2011年7月16日)([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110716\\_2.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20110716_2.pdf)) ([http://ec.europa.eu/internal\\_market/consultations/2012/intellectual-property-rights\\_en.htm](http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2012/intellectual-property-rights_en.htm))
- <sup>38</sup> たとえば、マックス・ブランク知的財産法・競争法研究所は、制度体系が複雑であること等の懸念をまとめた論考を発表している。  
欧州知的財産ニュース「マックス・ブランク研究所、『欧州単一特許パッケージ：懸念の12の理由』と題する論考を発表」(2012年12月5日)(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20121205.pdf>)
- <sup>39</sup> 「欧州主要国における知的財産権利行使マニュアル」(2012年9月、JETROデュッセルドルフ)([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/ip\\_manual\\_201209.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/ip_manual_201209.pdf))
- <sup>40</sup> 欧州知的財産ニュース「欧州連合司法裁判所、欧州特許のクロスボーダーの権利行使について判示」(2012年7月19日)(<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120719.pdf>)
- <sup>41</sup> EU域内の司法管轄について規定するブラッセル規則Iの第27条において、EU域内における裁判の二重起訴の禁止が規定されていることから、警告状を受け取る等、侵害訴訟を提起されそうになった被疑侵害者が、審理が遅れる傾向にあるEU加盟国の裁判所に対して非侵害の確認訴訟を起こすことによって、特許権者はその裁判所の結論が出るまで他のEU加盟国の裁判所に対して侵害訴訟を提起することができなくなるという制度を

利用した被疑侵害者による防衛戦略。侵害地や被疑侵害者の居住地と無関係のEU加盟国の裁判所に訴訟を提起した場合には裁判管轄が適切でないとして却下されるケースが多いようであるが、その却下の決定が下されるまで特許権者は新たな特許訴訟を提起することができず、適切な権利行使が妨げられるとして問題視する意見が多かった。特に、イタリアでは審理が長期化する傾向があるため、被疑侵害者が時間を稼ぐ目的でイタリアにおいてトルピード戦略を採用することが多く、「イタリアン・トルピード」と呼ばれている。ただし、最近ではイタリアでも審理を短期化する方向へ改善しつつあり、有効な手段ではなくなりつつある。

<sup>42</sup> 「ポーランドにおける知的財産権利行使マニュアル」(2012年11月, JETROデュッセルドルフ) ([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/ip\\_manual\\_201211.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/ip_manual_201211.pdf))

<sup>43</sup> 「ハンガリーにおける知的財産権利行使マニュアル」(2012年10月, JETROデュッセルドルフ) ([http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/ip\\_manual\\_201210\\_1.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/ip_manual_201210_1.pdf))

<sup>44</sup> 「チェコにおける知的財産権利行使マニュアル」(2012年10月, JETROデュッセルドルフ) ([http://www.jetro.go.jp/world/europe/cz/ip/pdf/manual\\_201210.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/cz/ip/pdf/manual_201210.pdf))

<sup>45</sup> たとえば、英国の産業団体であるIP FederationのJames Hayles前会長は、英国特許弁理士会(CIPA)会報の2012年6月号に掲載された欧州委員会宛の書簡において、バイファークーションのリスクを回避するために、マイクロソフト社が流通拠点をドイツからオランダへ移転させたことも紹介し、バイファークーションの削除を要請していた。